

# 高浜地域の緊急時対応 (全体版)

平成27年12月16日

内閣府(原子力防災)

福井エリア地域原子力防災協議会

0 . はじめに	P.3
1 . 高浜地域の概要	P.4
2 . 緊急事態対応体制	P.9
3 . PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
4 . PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.39
5 . UPZ圏内における対応	P.56
6 . 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.88
7 . 緊急時「リング」の実施体制	P.102
8 . 原子力災害時の医療の実施体制	P.112
9 . 国の実動組織の支援体制	P.123

# 0 . はじめに

・この「緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)高浜発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体の地域防災計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

# 1 . <sup>たか はま</sup>高浜地域の概要

- 高浜発電所は、福井県大飯郡高浜町おおい ぐん たか はまちょうに設置している原子力発電所である。
- 高浜発電所は、昭和49年の11月から1号機による営業運転を開始。昭和50年に2号機、昭和60年に3,4号機の運転を開始している。

## 関西電力(株)高浜発電所について

(1) 所在地 おおい ぐん たか はまちょう 福井県大飯郡高浜町

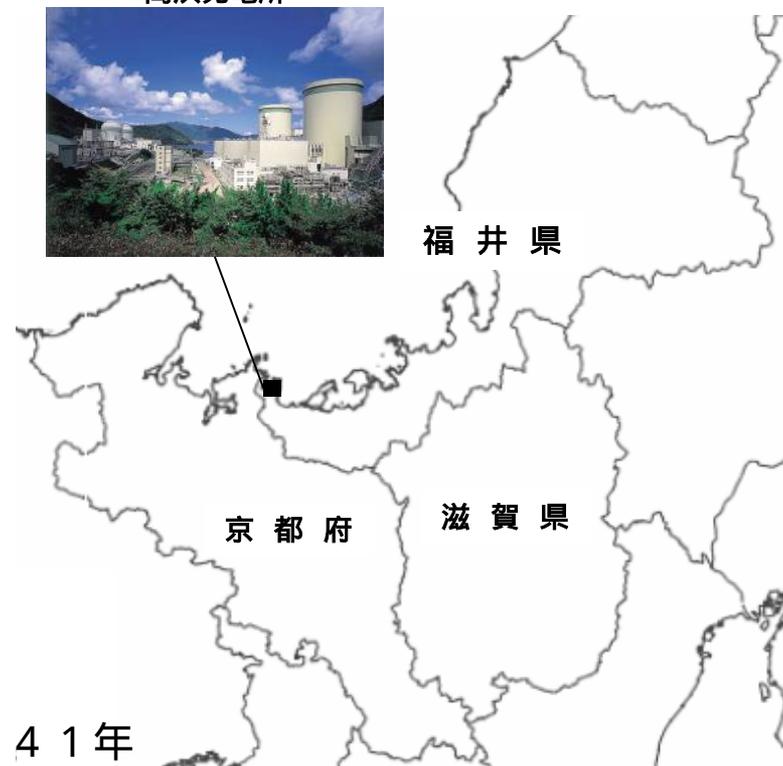
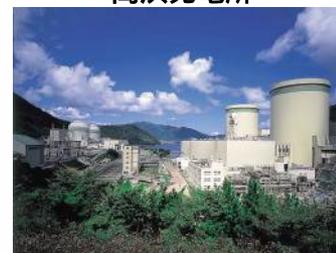
(2) 概要

1号機：82.6万kW・PWR  
2号機：82.6万kW・PWR  
3号機：87.0万kW・PWR  
4号機：87.0万kW・PWR

(3) 着工 / 運転開始 / 経過年数 (2015年11月時点)

1号機：1970年 4月 / 1974年 11月 / 41年  
2号機：1971年 2月 / 1975年 11月 / 40年  
3号機：1980年 11月 / 1985年 1月 / 30年  
4号機：1980年 11月 / 1985年 6月 / 30年

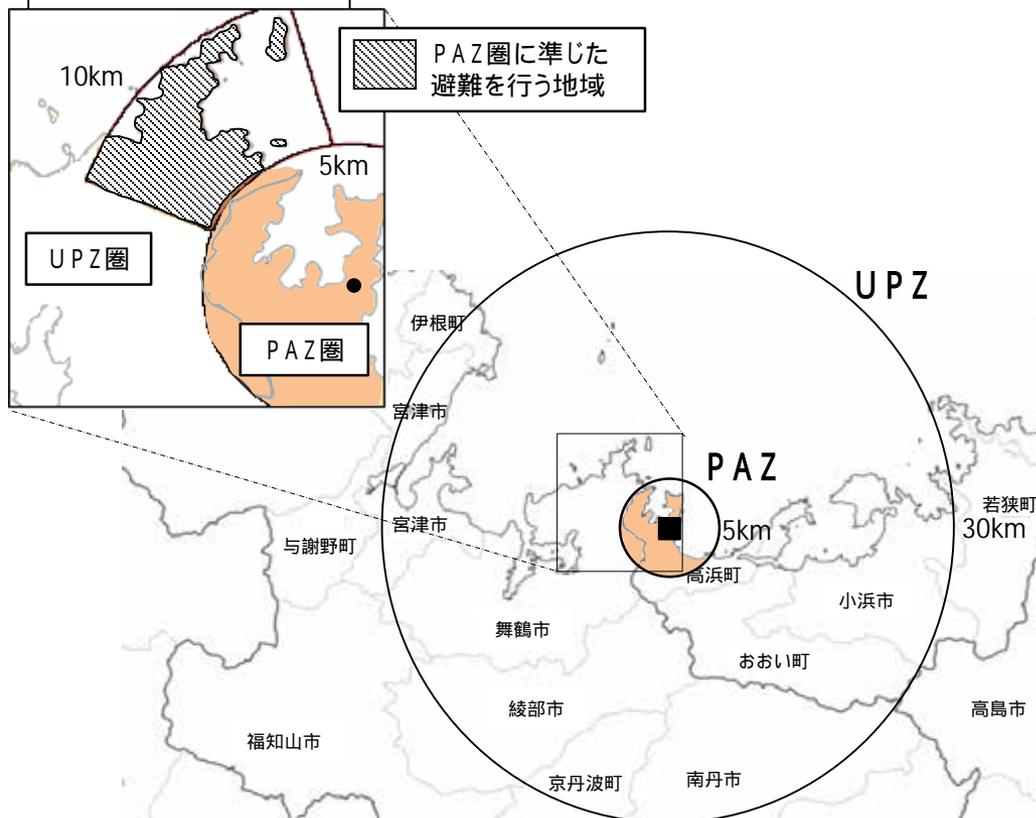
高浜発電所



出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#8/35.496456/135.763550>)  
「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#8/35.496456/135.763550>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内(滋賀県は該当しない)、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は高浜町(福井県)、舞鶴市(京都府)、UPZ圏内は7市5町にまたがる。
- 舞鶴市のUPZ圏内の大浦半島の一部の住民568人については、避難経路がPAZ境界周辺を通ることから、PAZ圏に準じた避難を行うこととしている。(「PAZ圏拡大図( )」参照)

PAZ圏拡大図( )



## < 概ね5km圏内 >

**PAZ (予防的防護措置を準備する区域) :**  
**Precautionary Action Zone**

急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町 (高浜町、舞鶴市)

住民数: 高浜町8,165人、舞鶴市641人 (大浦半島の一部の住民を含む)

## < 概ね5～30km圏内 >

**UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) :**  
**Urgent Protective Action Planning Zone**

事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

7市5町 (高浜町、おおい町、小浜市、若狭町(福井県)、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町(京都府)、高島市(滋賀県))

住民数: 170,682人

- PAZ圏内人口は8,806人(PAZ圏に準じた避難を行う地域を含む)、UPZ圏内人口は170,682人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で179,488人。
- 滋賀県においては、高島市たかしましの一部がUPZ圏に含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ圏内		UPZ圏内		合計	
		(概ね5km圏内) (PAZ圏に準じた避難を行う地域を含む)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	高浜町 <small>たかはま ちょう</small>	8,165 人	3,109 世帯	2,778 人	1,067 世帯	10,943 人	4,176 世帯
	おおい町 <small>おおい ちょう</small>			8,677 人	3,216 世帯	8,677 人	3,216 世帯
	小浜市 <small>おばまし</small>			30,763 人	11,832 世帯	30,763 人	11,832 世帯
	若狭町 <small>わかさ ちょう</small>			4,020 人	1,244 世帯	4,020 人	1,244 世帯
小計		8,165 人	3,109 世帯	46,238 人	17,359 世帯	54,403 人	20,468 世帯
京都府	舞鶴市 <small>まいづる し</small>	641 人	231 世帯	86,326 人	40,039 世帯	86,967 人	40,270 世帯
	綾部市 <small>あやべ し</small>			9,041 人	4,284 世帯	9,041 人	4,284 世帯
	南丹市 <small>なんたん し</small>			4,024 人	1,767 世帯	4,024 人	1,767 世帯
	京丹波町 <small>きょうたんば ちょう</small>			3,334 人	1,371 世帯	3,334 人	1,371 世帯
	福知山市 <small>ふくちやまし</small>			525 人	219 世帯	525 人	219 世帯
	宮津市 <small>みやづ し</small>			19,654 人	8,719 世帯	19,654 人	8,719 世帯
	伊根町 <small>いね ちょう</small>			1,540 人	612 世帯	1,540 人	612 世帯
小計		641 人	231 世帯	124,444 人	57,011 世帯	125,085 人	57,242 世帯
滋賀県	高島市 <small>たかしまし</small> ( )					0 人	0 世帯
合計		8,806 人	3,340 世帯	170,682 人	74,370 世帯	179,488 人	77,710 世帯

高島市たかしましの一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない

平成26年4月1日時点

# 昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成22年度国勢調査によれば、たかはま ちょう 高浜町及びまいづる 舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,000名/日。
- また、平成24年度経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に483事業所、約4,300人がPAZ圏内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。
- 昼間、夜間を比較しても人口に大きな差がない。

## < 昼間流入・流出人口 >

	他市町村からの流入人口(人)	他市町村への流出人口(人)	差引増 減(人)
<small>たかはま ちょう</small> 高浜町	1,988	2,254	266
<small>まいづる し</small> 舞鶴市	4,156	4,881	725

## < PAZ圏内の就労者数 >

市町名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数(人)
<small>たかはま ちょう</small> 高浜町	<small>せい きょう</small> 青 郷	111	929
	<small>うち うら</small> 内 浦	54	1,461
	<small>たか はま</small> 高 浜 <sup>1</sup>	276	1,713
	合 計	441	4,103

市町名	PAZ圏内対象地区 <sup>3</sup>	事業所数 <sup>4</sup>	従業員数(人)
<small>まいづる し</small> 舞鶴市 <sup>2</sup>	<small>まつ お</small> 松 尾	1	9
	<small>た い</small> 田 井	6	70
	<small>なり う</small> 成 生	1	20
	<small>の はら</small> 野 原	34	105
	合 計	42	204

<sup>1</sup> たかはま 高浜地区に所在する事業所のうちPAZ圏内の事業所分のみ計上

<sup>2</sup> まいづる し 舞鶴市の杉山地区・大山地区には事業所なし

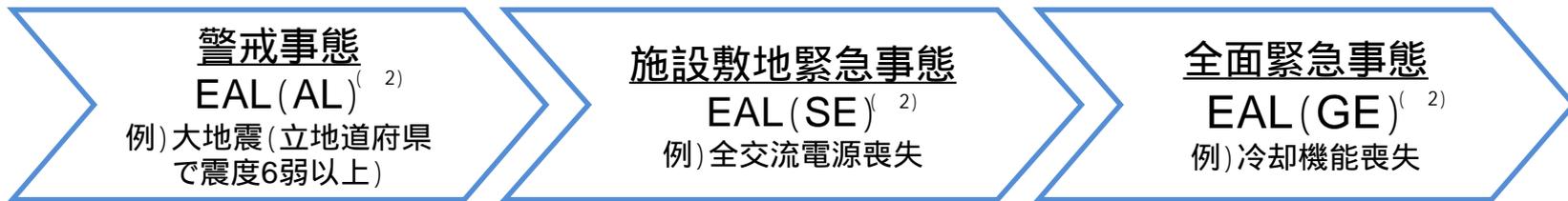
<sup>3</sup> PAZ圏に準じた避難を行う地域も含む

<sup>4</sup> 事業所は殆ど、民宿や地元の水産会社のため、従業員は殆ど地元住民

## 2. 緊急事態対応体制

# 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL<sup>(1)</sup>)

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講ずることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ圏内  
(~5km)

施設敷地緊急事態要避難者<sup>(3)</sup>  
の避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者<sup>(3)</sup>  
の避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

UPZ圏内  
(5 ~ 30km)  
<sup>(4)</sup>

屋内退避の準備

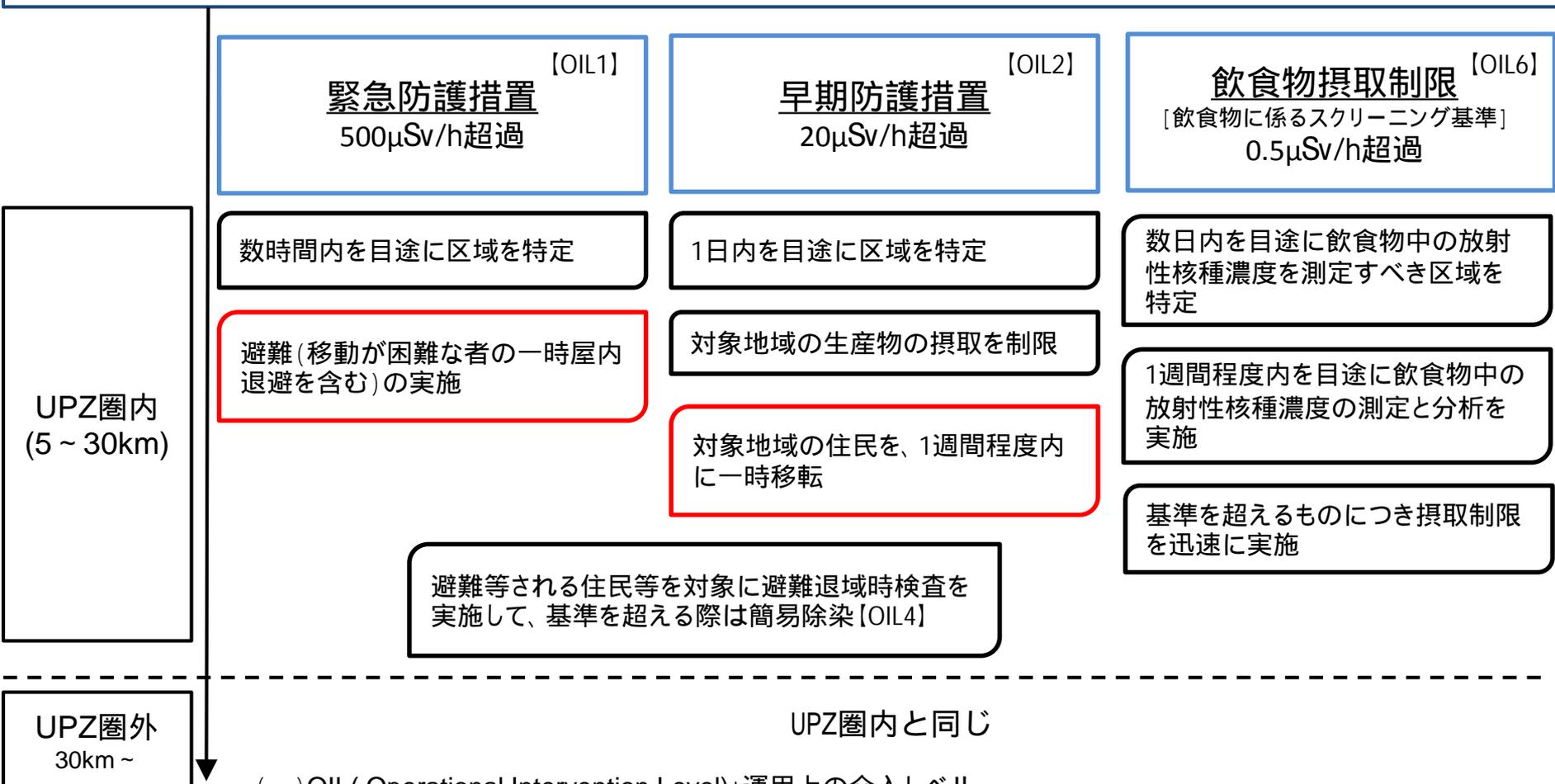
屋内退避

UPZ圏外  
(30km ~ )  
<sup>(5)</sup>

- (1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル  
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者
- (4) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
- (5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL ( ))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



( ) OIL(Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル  
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

# 福井県及び関係市町の対応体制

- 警戒事態で、福井県及び関係市町は、災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

(例) 美浜発電所3号機2次系配管破損事故(H16.8.9)... 県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施



# 京都府及び関係市町の対応体制

- 警戒事態で、京都府及び関係市町は、災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



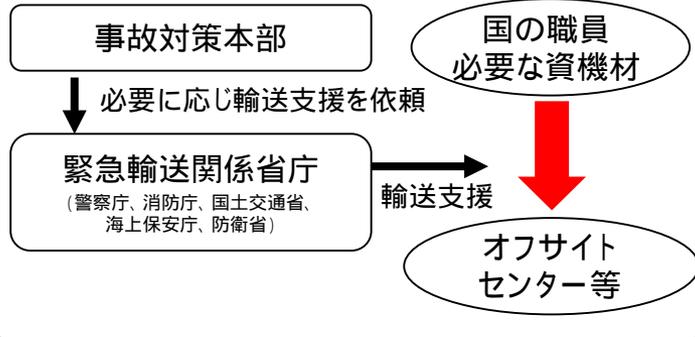




# 国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をオフサイトセンター及び各府県庁に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

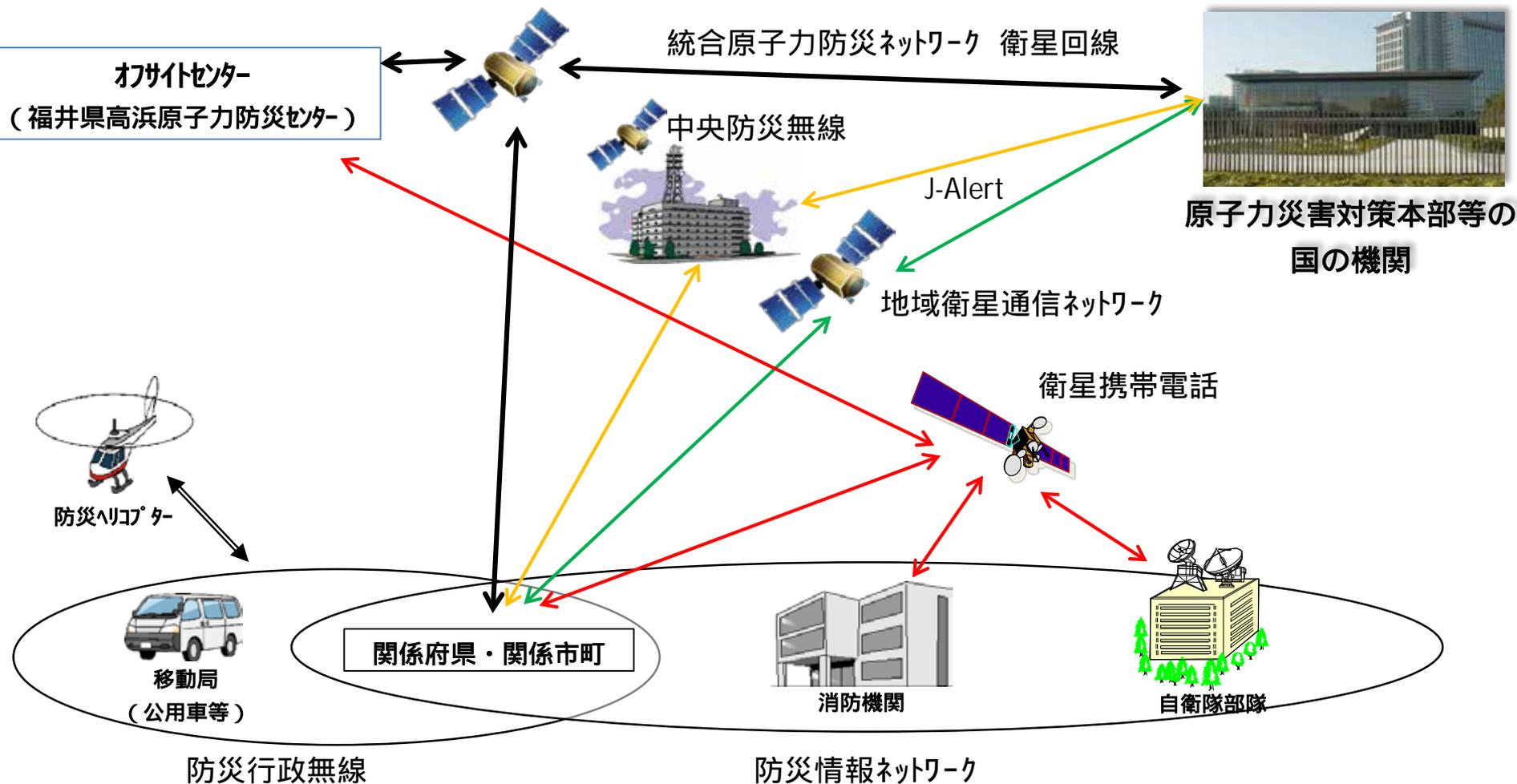
## <具体的な移動及び輸送支援のスキーム>



オフサイトセンターへの派遣(自衛隊、警察による輸送支援の一例)  
環境省～人間基地～小松基地～高浜原子力防災センター  
平成14年度原子力総合防災訓練の想定を参考

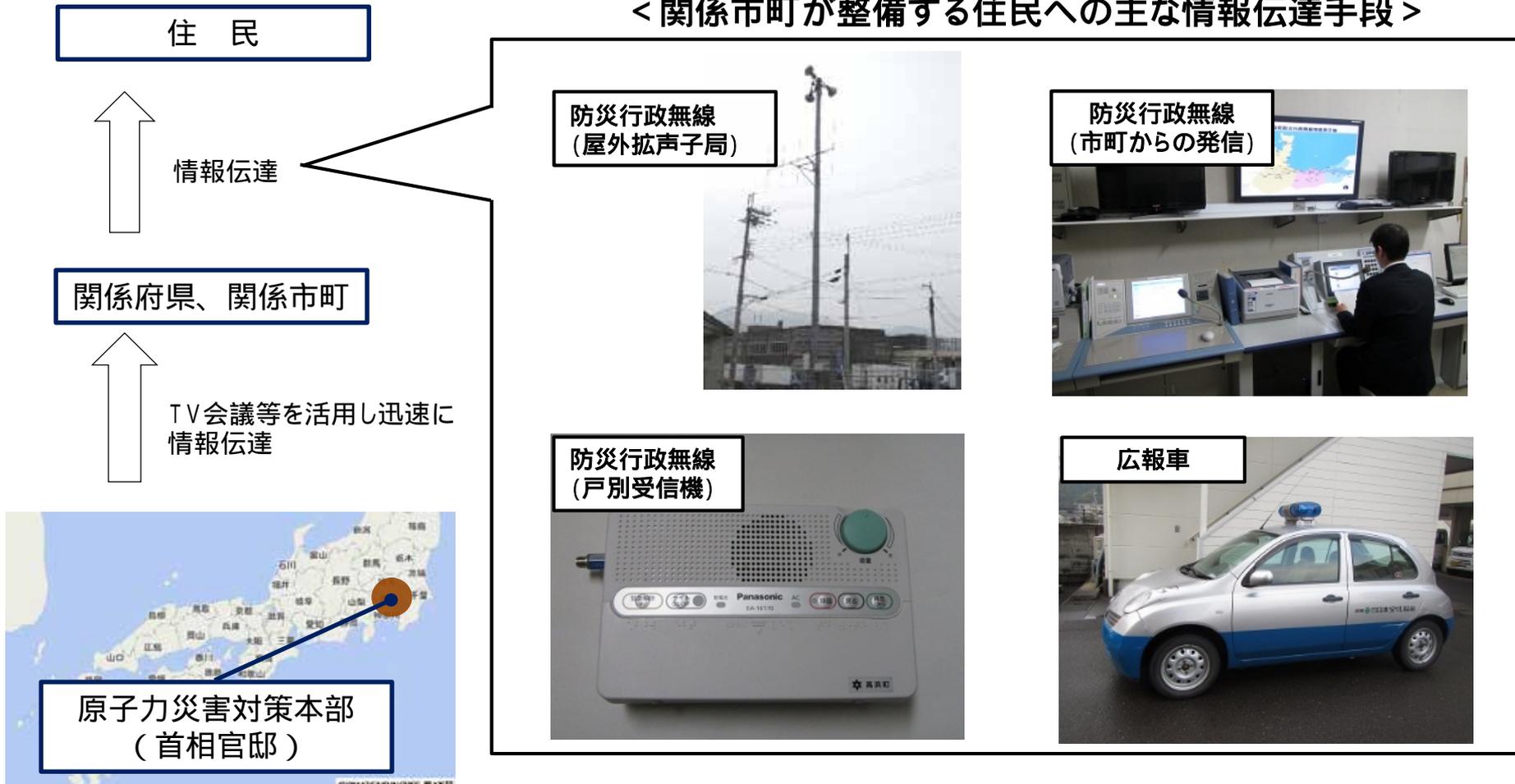


- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

## < 関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段 >



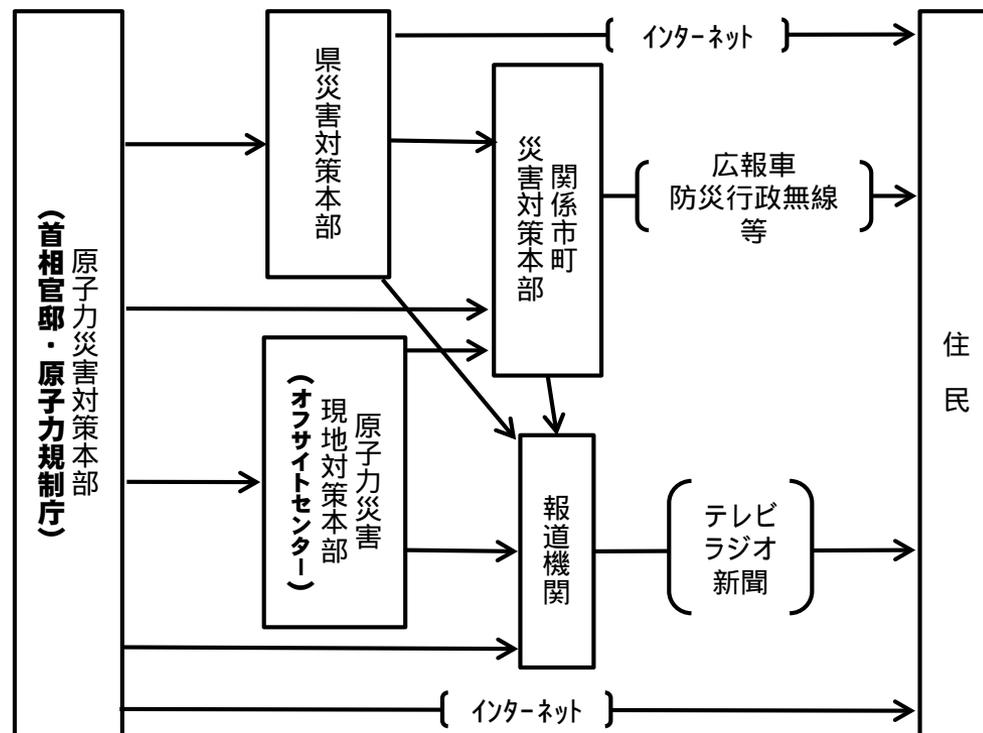
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見についてはオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

## 【主な広報事項】

- 事故の発生日時及び概要
- 事故の状況と今後の予測
- 原子力発電所における対応状況
- 行政機関の対応状況
- 住民等がとるべき行動
- 避難対象区域又は屋内退避区域

## 【情報発信のイメージ】

一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有



# 国、関係府県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 国は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置(原子力規制庁)。
- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口等を設置。
- わサイトセンターでは、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町の問合せ対応を支援。



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応  
 事故の発生日時及び概要  
 事故の状況と今後の予測  
 原子力発電所における対応状況  
 行政機関の対応状況  
 住民等がとるべき行動  
 避難対象区域又は屋内退避区域  
 被災企業等への援助・助成措置  
 被災者からの損害賠償請求(関西電力)



## 3 . PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

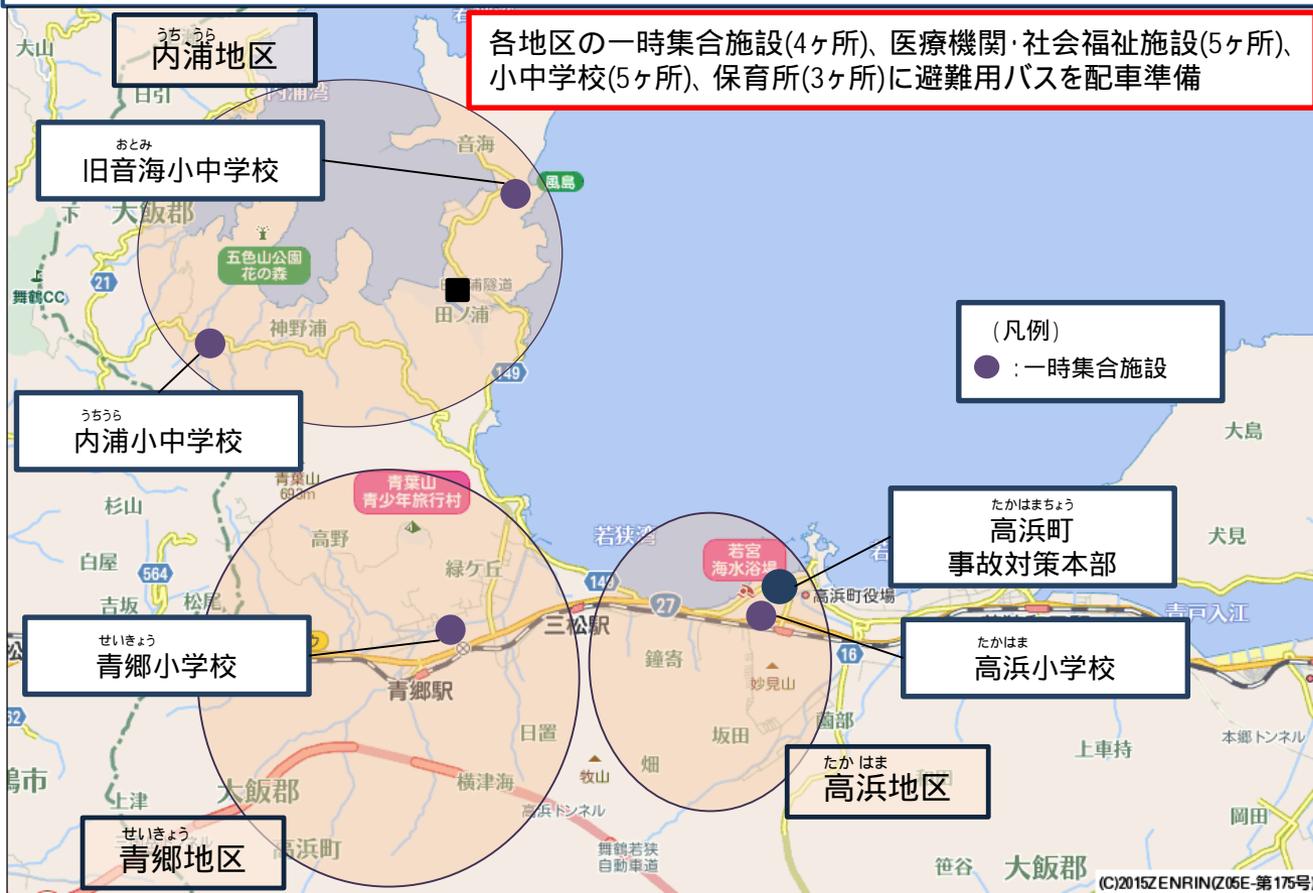
### < 対応のポイント >

1. PAZ圏内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ圏内の病院における入院患者及びPAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、一時集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

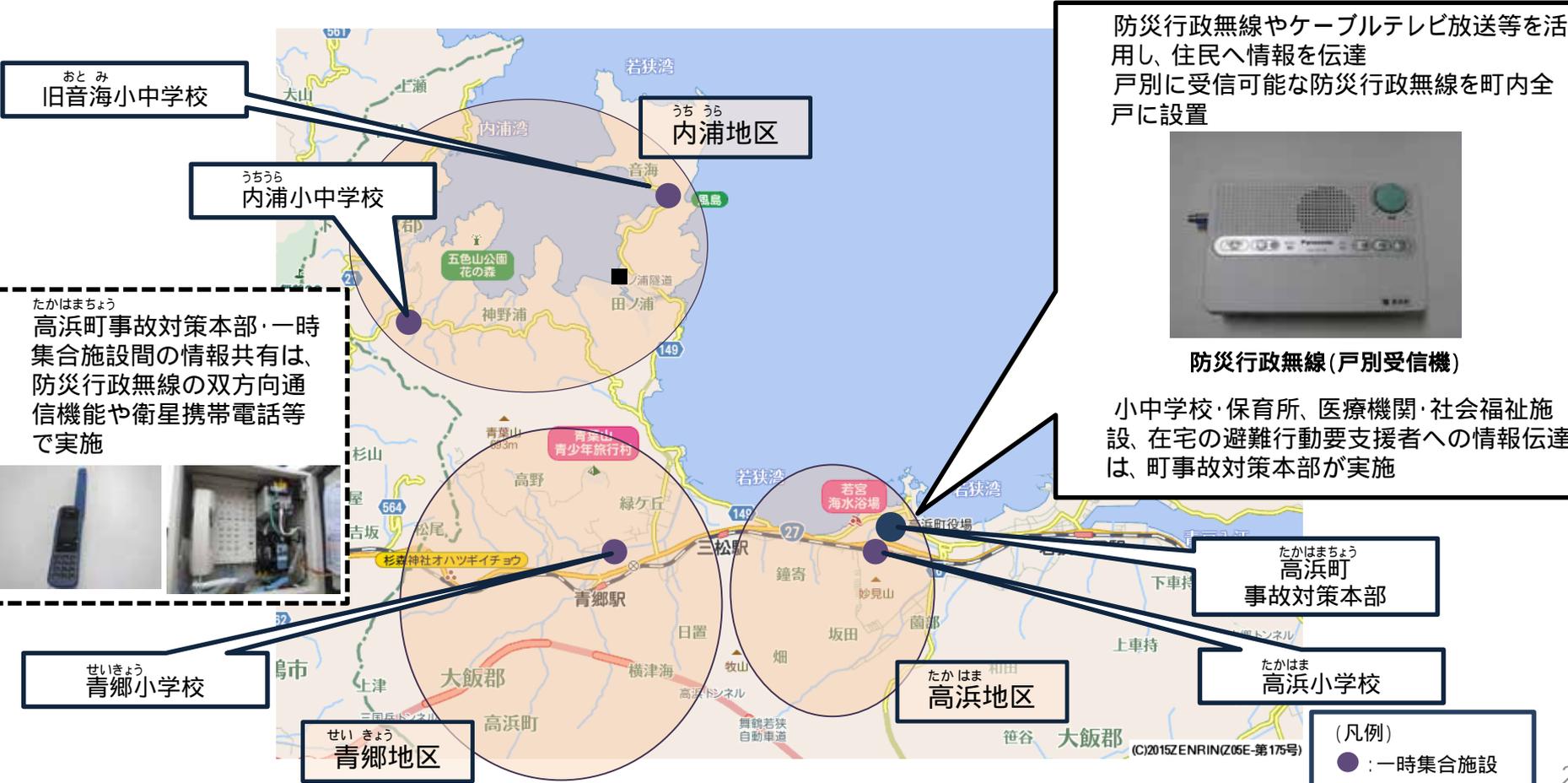
本章では、舞鶴市の「PAZ圏に準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

# 福井県及び高浜町における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に県災害警戒本部、高浜原子力防災センターに県災害現地警戒本部を設置。県災害警戒本部に67名、県災害現地警戒本部に21名が参集。
- 高浜町は、警戒事態が発生した段階で町の全職員を参集し、高浜町役場に町事故対策本部、高浜原子力防災センターに事故連絡室を設置。PAZ圏内の住民が避難のため集合する施設として、4ヶ所の一時集合施設を開設し、各々の施設に職員4名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ圏内の避難行動要支援者への避難準備広報を行う。
- 警戒事態になった場合、福井県内のバス事業者等は、福井県又は高浜町の要請に備え、バスの配車準備を開始。  
高浜町は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。



- PAZ圏内避難の対象となる3地区内の一時集合施設を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合施設へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町事故対策本部と情報を共有。町事故対策本部は、入手した情報を防災行政無線等で伝達。
- 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町事故対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



防災行政無線やケーブルテレビ放送等を活用し、住民へ情報を伝達  
戸別に受信可能な防災行政無線を町内全戸に設置

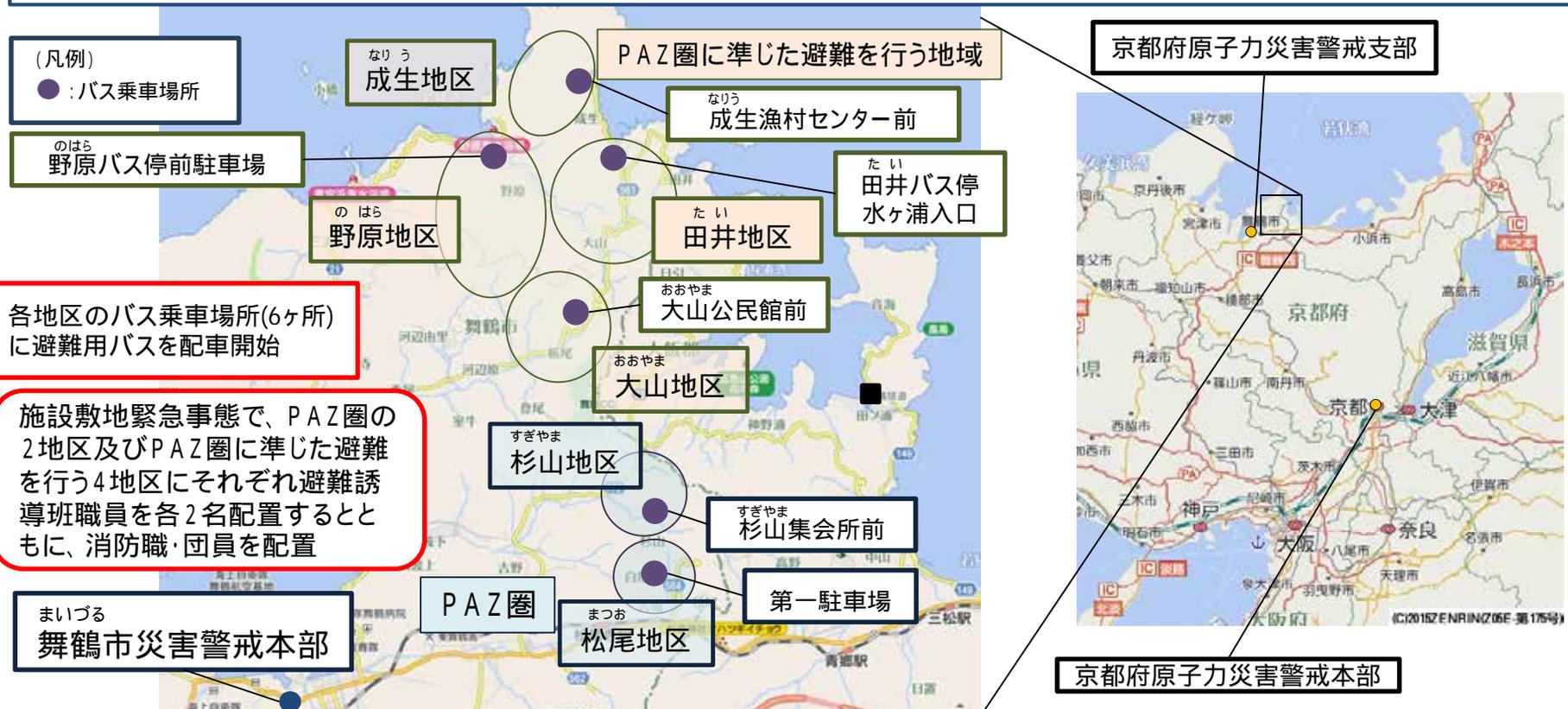


防災行政無線(戸別受信機)

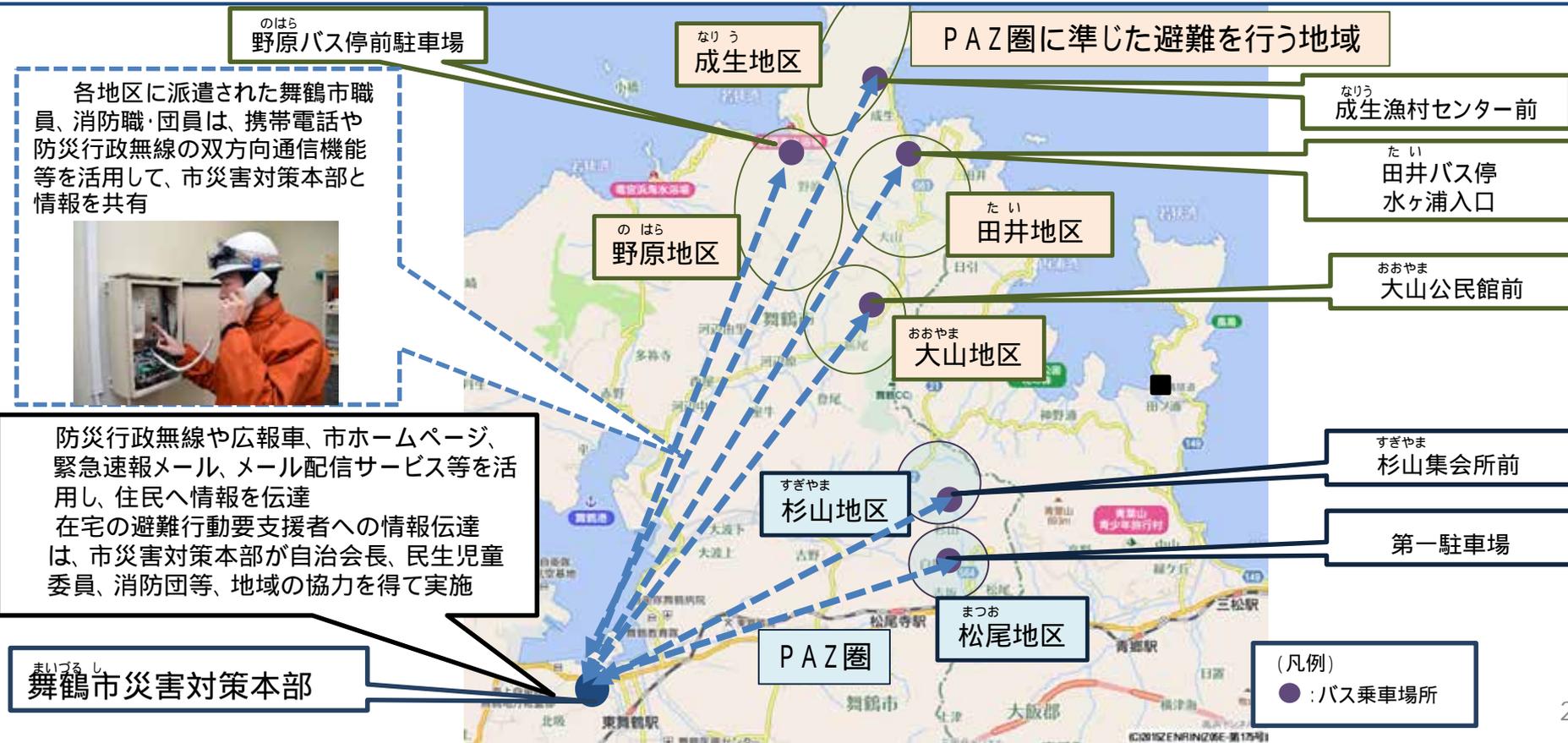
小中学校・保育所、医療機関・社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、町事故対策本部が実施

# 京都府及び舞鶴市における初動対応

- 京都府は、警戒事態が発生した段階で京都府庁に府災害警戒本部、府中丹広域振興局に府災害警戒支部を設置。府災害警戒本部に32名、府災害警戒支部に43名が参集(2号配備の場合)。また、情報収集等のため、高浜原子力防災センターに連絡員を派遣。
- 舞鶴市は、警戒事態になった段階で、市の全職員を参集し、舞鶴市役所に市災害警戒本部を設置。施設敷地緊急事態で、PAZ圏(松尾地区・杉山地区)及びPAZ圏に準じた避難を行う地域(大山地区・田井地区・成生地区・野原地区)のバス乗車場所に避難誘導職員を各2名配置。
- 警戒事態になった場合、PAZ圏及びPAZ圏に準じた避難を行う地域へ市保有車両及び市内バス会社等の保有車両、その他(関西電力等)が配備する車両の要請並びに配車を行う。
- 施設敷地緊急事態で、消防職・団員、市職員は各地区のバス乗車場所付近に活動拠点を設置。



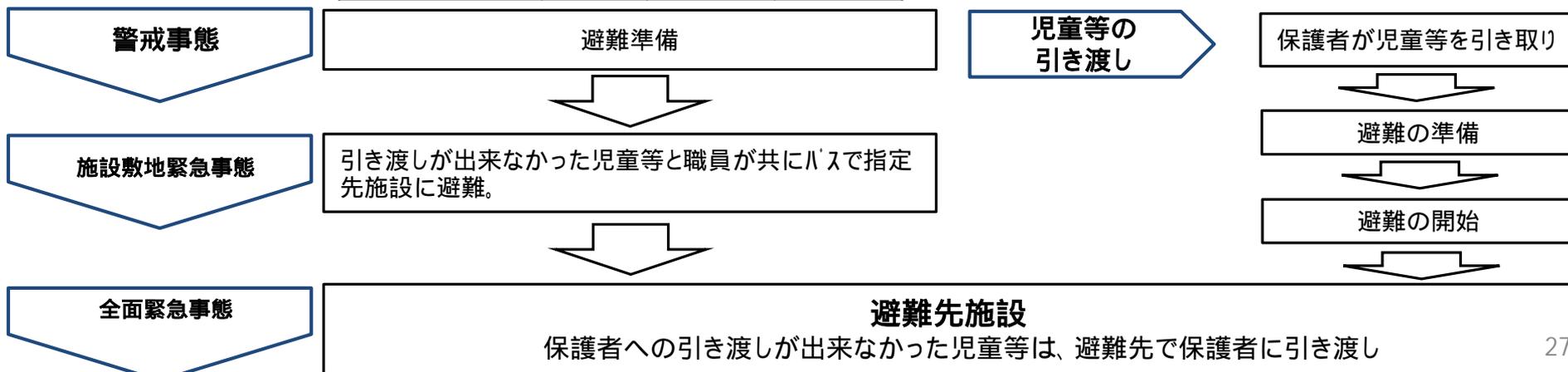
- PAZ圏及びPAZ圏に準じた避難を行う地域の6地区内の活動拠点を中心に、各地区において広報車、ハンドマイク等による情報伝達を実施。
- 各地区に派遣された市職員、消防職・団員は、携帯電話や防災行政無線の双方向通信機能等を利用して、舞鶴市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線やメール配信サービス等で伝達。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は舞鶴市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て実施。



- PAZ圏内の5つの小中学校の児童・生徒(794人)及び3つの保育所の幼児(265人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県たかはまちょう又は高浜町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
内浦 <small>うちうら</small> 小学校	19	8	27
内浦 <small>うちうら</small> 中学校	7	7	14
青郷 <small>せいきょう</small> 小学校	195	26	221
高浜 <small>たかはま</small> 小学校	255	24	279
高浜 <small>たかはま</small> 中学校	318	36	354
<b>小計</b>	<b>794</b>	<b>101</b>	<b>895</b>
内浦 <small>うちうら</small> 保育所	14	4	18
青郷 <small>せいきょう</small> 保育所	92	16	108
高浜 <small>たかはま</small> 保育所	159	29	188
<b>小計</b>	<b>265</b>	<b>49</b>	<b>314</b>
<b>合計</b>	<b>1,059</b>	<b>150</b>	<b>1,209</b>

児童等の人数については、平成26年5月1日現在。



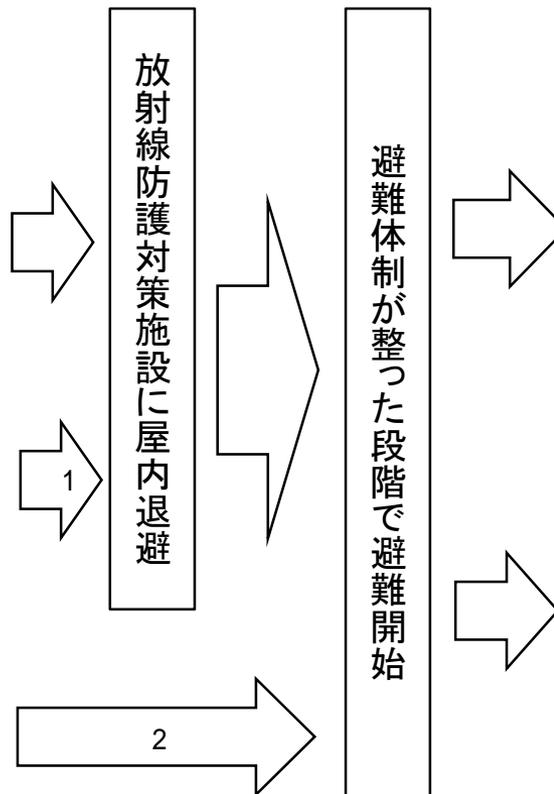
- PAZ圏内の医療機関及び社会福祉施設(5施設213人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院附属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。
- 高浜ケアサポート、青葉苑、高浜つくし寮の入所者については、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、避難により健康リスクが高まる者がいる場合、近傍の放射線防護対策施設に収容。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。

## 避難元施設

## &lt; PAZ圏内 5 施設の入所者等の避難の考え方 &gt;

## 避難先施設

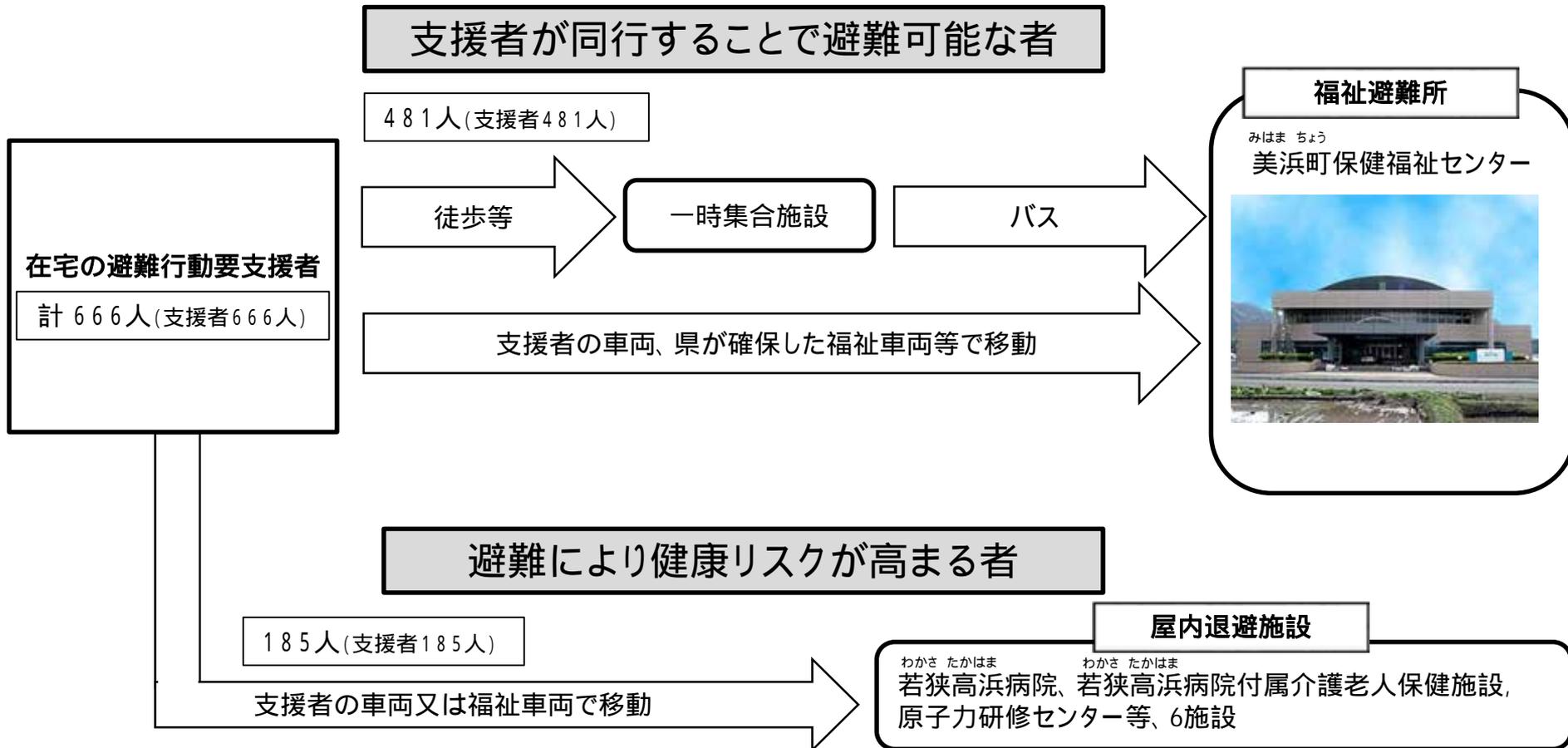
< 放射線防護対策施設 >			
番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
1	病院	若狭高浜病院	115
2	介護老人 保健施設	若狭高浜病院附属 介護老人保健施設	70
計 185人(職員数186人)			
番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
3	有料老人ホーム	高浜ケアサポート (であいの郷)	14
4	生活支援ハウス	青葉苑	9
5	共同生活援助	高浜つくし寮	5
計 28人(職員数 29人)			



施設種別	施設名
病院	市立敦賀病院(敦賀市)
	国立病院機構 敦賀医療センター(敦賀市)
介護老人 保健施設	湯の里ナーシングホーム(敦賀市)
	リバーサイド気比の杜(敦賀市)
	気比の風(敦賀市)
施設種別	施設名
介護老人 福祉施設	常盤荘(敦賀市)
障害者 支援施設	敦賀市立やまびこ園(敦賀市)

- 1 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で近傍の放射線防護対策施設へ移動
- 2 避難に必要な体制が整うまで自施設に屋内退避を実施し、その後あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- たか はま ちょう
- 高浜町では、在宅の避難行動要支援者666人全ての者について、避難先は決定済みであり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。
  - 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバスで避難先へ移動。
  - 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の屋内退避施設へ移動。



○ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約2,598人について、バス50台、福祉車両37台。

	想定対象人数	必要車両台数 <sup>1</sup>			備考
		バス <sup>2</sup>	福祉車両 <sup>3</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>3</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	児童等1,059人 + 職員150人 (= 1,209人) (8箇所)	27台 (児童等1,059人 + 職員150人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P27】
放射線防護対策が講じられていない社会福祉施設の入所者の避難 <sup>4</sup>	入所者数28人 + 職員数29人 (= 57人) (3箇所)	1台 (入所者18人 + 職員19人)	10台 (入所者10人 + 職員10人)	0台	【資料P28】
在宅の避難行動要支援者の避難	481人 + 支援者481人 (= 962人)	22台 (要支援者481人 + 支援者481人)	0台	0台	【資料P29】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難により健康リスクが高まる者及びその支援者を屋内退避施設に輸送	185人 + 支援者185人 (= 370人)	0台	6台 (要支援者22人 + 支援者22人)	21台 (要支援者163人 + 支援者163人)	屋内退避施設に輸送 近距離のためピストン輸送(4往復)を想定【資料P29】
<b>合計</b>	<b>2,598人</b>	<b>50台</b>	<b>16台</b>	<b>21台</b>	

1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

2 バスは1台あたり45名程度の乗車を想定

3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

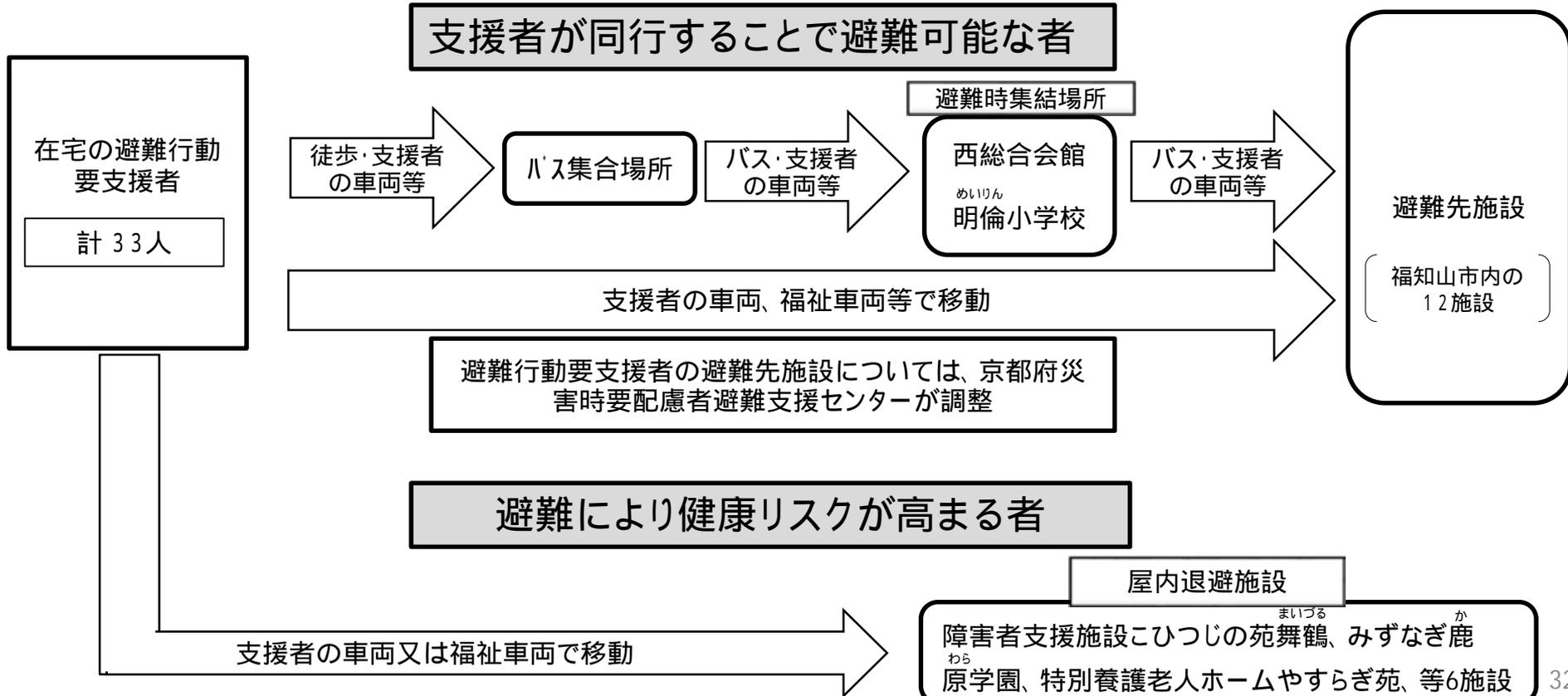
4 放射線防護対策が講じられている若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設の入所者の輸送に必要な車両は、バス3台[入所者56人+職員57人]、福祉車両(ストレッチャー仕様)19台[入所者19人+職員19人]、福祉車両(車椅子仕様)55台[入所者110人+職員110人]が必要。当該2施設については、7日間の屋内退避が可能(必要な食料・生活物資等については備蓄中)

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、高浜町、おおい町、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		50台	16台	21台	
(B) 確保車両台数		計50台	計16台	計21台	
確保先	たかはまちょう ちよう おばまし ・高浜町、おおい町、小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(高浜町、おおい町、小浜市)	2台	3台	19台	保有車両台数 バス4台 福祉車両(ストレッチャー)10台 福祉車両(車椅子)57台 必要に応じて屋内退避施設に輸送
	バス会社(福井県嶺南地方)	39台	-	-	保有車両台数 バス173台
	関西電力	9台	13台	2台	保有車両台数 バス10台 福祉車両21台 (ストレッチャー、車椅子兼用) 福祉車両(車椅子)4台

福井県原子力防災訓練(平成26年度)の実績を参考に、バス会社保有台数のうち1/4程度の出動を見込む  
2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

- まいづるし  
○ 舞鶴市では、在宅の避難行動要支援者33人のうち11人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整中。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を整備中。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバスで避難先へ移動。
- まいづるし  
○ 避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難行動要支援者の態様に応じて府内の施設を調整・確保。
- 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の屋内退避施設へ移動。
- 舞鶴市のPAZ圏及びPAZ圏に準じた避難を行う地域には、学校、保育所、医療機関、社会福祉施設は存在しない。



○ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約33人について、バス3台、福祉車両2台。

	想定対象 人数	最大必要車両台数 <sup>1</sup>			備考
		バス <sup>2</sup>	福祉車両 <sup>3</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>3</sup> (車椅子仕様)	
在宅の避難行動要支援者の避難 <sup>4</sup> <sup>5</sup>	33人 + 支援者33人 (= 66人)	3台	0台	2台	必要に応じて屋内退避施設 に輸送【資料P32】
<b>合 計</b>	<b>66人</b>	<b>3台</b>	<b>0台</b>	<b>2台</b>	

1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

2 バスは1台あたり45名程度の乗車を想定

3 福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

4 避難により健康リスクが高まる者については、近傍の屋内退避施設に搬送

5 バスについては、PAZ圏(松尾・杉山地区)に1台、PAZ圏に準じた避難を行う地域(大山地区、田井地区、成生地区、野原地区)に2台の配車を想定

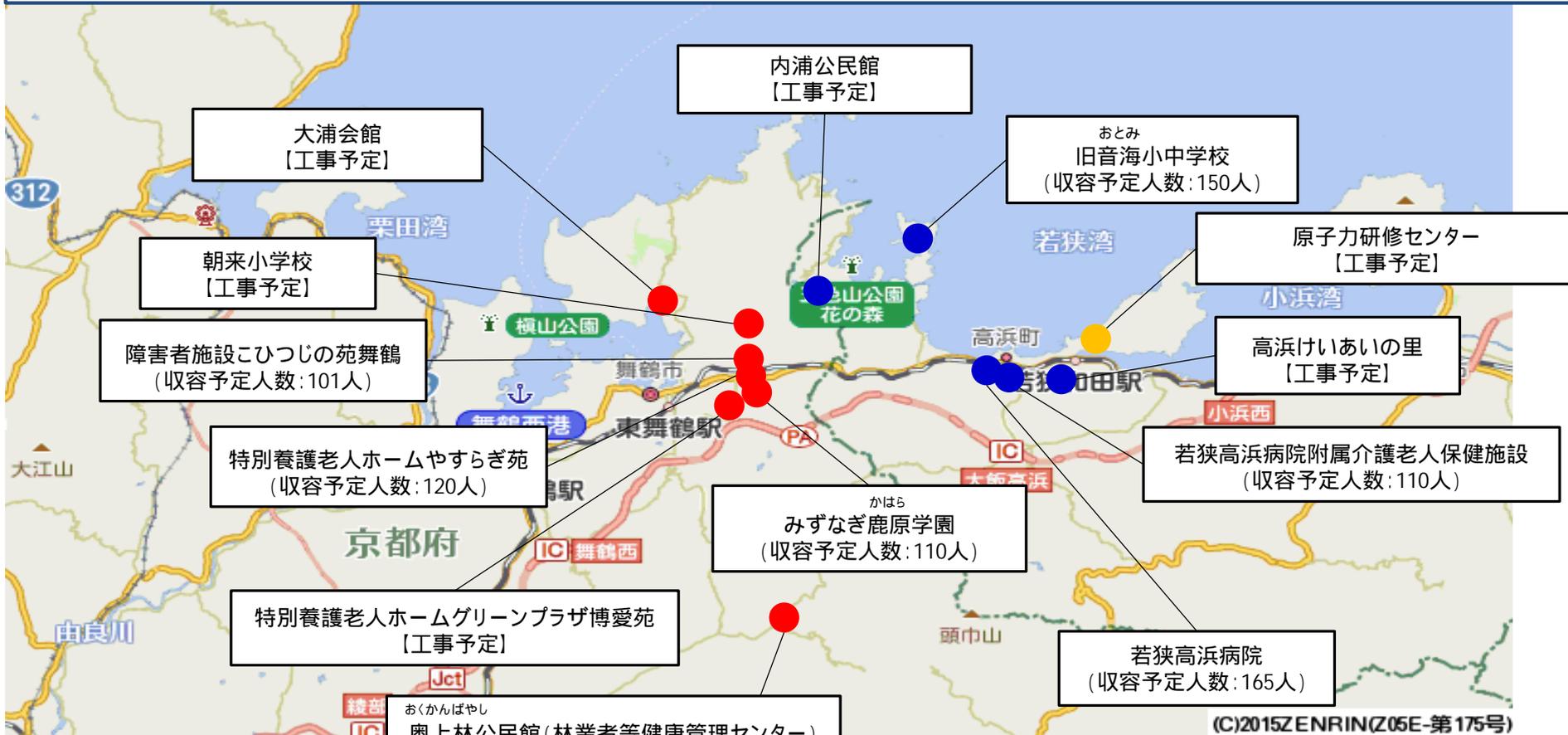
- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難のために、まいづるし舞鶴市が保有する車両のほか、まいづるし舞鶴市内のバス会社等が保有する車両、まいづるし舞鶴市内のタクシー事業者が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 ストレッチャー 仕様	福祉車両 車椅子仕様	
(A) 必要車両台数		3台	0台	2台	
(B) 確保車両台数		計3台	0台	計2台	
確保 先	まいづるし 舞鶴市	0台	—	1台	保有車両台数 バス3台 福祉車両(車椅子仕様)1台
	まいづるし 舞鶴市内のバス会社、 社会福祉施設	2台	—	1台	バス会社等の保有車両台数 バス79台(乗合含む) タクシー95台  社会福祉施設の保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー仕様)34台 福祉車両(車椅子仕様)59台
	関西電力	1台	0台	0台	保有車両台数 バス10台 福祉車両21台 (ストレッチャー、車椅子兼用) 福祉車両(車椅子)4台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

# 避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設へ収容。
- 屋内退避施設は、工事予定の施設を含め、合計13施設を整備。
- 屋内退避施設は、合計約900人を収容可能(工事予定の施設を除く)。



一部の屋内退避施設は万一集落が孤立した場合にも活用

- (凡例)
- : 福井県内の施設
  - : 関西電力保有施設
  - : 京都府内の施設

# 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、福井県、高浜町、京都府及び舞鶴市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



# 福井県における降雪時の避難経路の確保

- 福井県は近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



除雪機器の保有台数		平成27年3月時点
国(近畿地方整備局)	福井県内の配備数	55台
福井県		239台
関係市町〔小浜市、高浜町、おおい町、若狭町〕		31台
高速道路会社(NEXCO)	2	70台
民間		1,454台

2 NEXCO中日本 敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄であり、除雪機器についてはP38を参照。

# 京都府における降雪時の避難経路の確保

- 京都府は毎年度除雪計画を定め、路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を定め、緊急時については当該路線毎の除雪目標に従い、除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



- 京都縦貫自動車道
- 国道27号
- 舞鶴若狭自動車道

主要な府道について、積雪深概ね10cmを基準に除雪開始



国(近畿地方整備局)	京都府内の配備数	21台
京都府		276台
関係市町	舞鶴市、綾部市ほか	140台
京都府道路公社		17台
高速道路会社(NEXCO)	2	56台

2 NEXCO西日本福知山高速道路事務所、京都高速道路事務所の保有台数

## 4 . PAZ圏内の全面緊急事態 における対応

### <対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

本章では、舞鶴市の「PAZ圏に準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

# 高浜町におけるPAZ圏内の住民の避難先

- 高浜町の3地区(内浦地区、青郷地区、高浜地区)住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 3地区における避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会や有線テレビ放送を通じて住民に周知。

内浦地区	741人
青郷地区	2,744人
高浜地区	4,680人
合計	8,165人



つるがし 敦賀市

避難元	避難先施設
内浦地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>敦賀市立松陵中学校</li> <li>敦賀市立少年自然の家</li> </ul>
青郷地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>敦賀市立看護大学</li> <li>敦賀市立粟野南小学校</li> <li>敦賀市立体育館</li> <li>敦賀市立松原小学校</li> <li>敦賀市立松陵中学校</li> </ul>
高浜地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>敦賀市立中央小学校</li> <li>愛発公民館</li> <li>敦賀気比高等学校</li> <li>昭英高等学校</li> <li>敦賀市立角鹿中学校</li> <li>敦賀市中郷体育館</li> <li>福井県立敦賀工業高校</li> </ul>

兵庫県

避難元	避難先	
内浦地区	三田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>駒ヶ谷運動公園</li> </ul>
青郷地区	宝塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立宝塚高等学校</li> <li>市立逆瀬台小学校</li> <li>西公民館</li> <li>未広体育館</li> <li>県立宝塚西高等学校</li> <li>さらら仁川北公益施設</li> <li>市立未広小学校</li> <li>くらんど人権文化センター</li> </ul>
高浜地区	宝塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立宝塚北高等学校</li> <li>市立老人福祉センター</li> <li>東公民館</li> <li>市立スポーツセンター</li> <li>宝塚総合福祉センター</li> <li>県立宝塚東高等学校</li> <li>ピビアめふ公益施設</li> </ul>
	猪名川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>猪名川スポーツセンター</li> <li>生涯学習センター</li> <li>文化体育館</li> </ul>

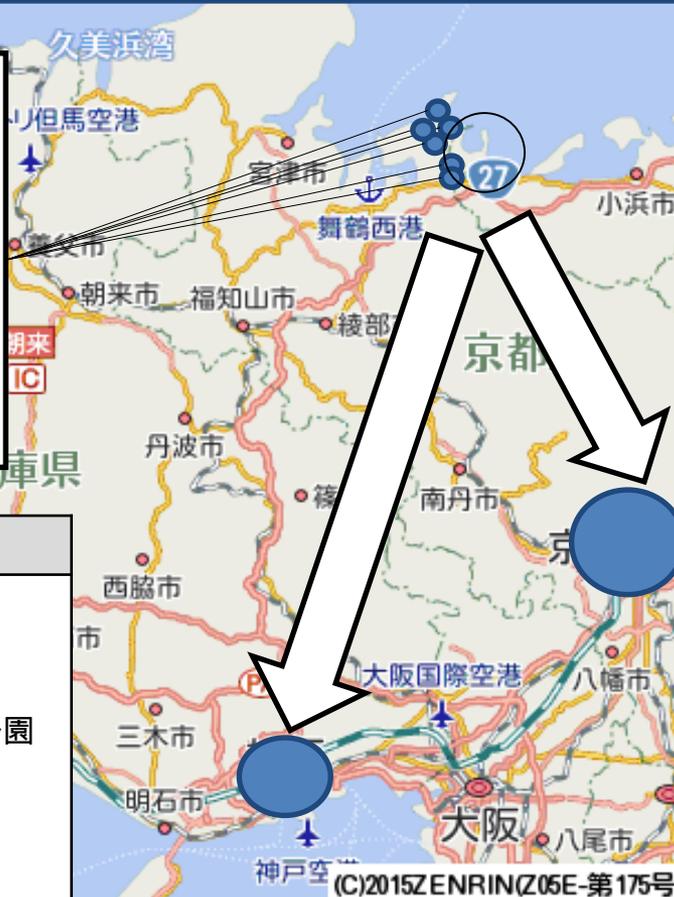
< 避難方法 >  
 自家用車  
 バス等の車両による避難  
 船舶、航空機等による避難

- 舞鶴市の6地区(松尾地区、杉山地区、大山地区、田井地区、成生地区、野原地区)住民の避難先については、京都府内及び府外(兵庫県)において避難先を確保。いずれかの避難先を決める際には、避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮する。
- 6地区における避難先については、自治会等の単位で、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

まつお 松尾地区	23人
すぎやま 杉山地区	50人
おおやま 大山地区	68人
たい 田井地区	185人
なりう 成生地区	57人
のほら 野原地区	258人
合計	641人

## 兵庫県

避難元	避難先	
松尾地区	神戸市	田園スポーツ公園 他1施設
杉山地区		
大山地区		
田井地区		
成生地区		
野原地区		

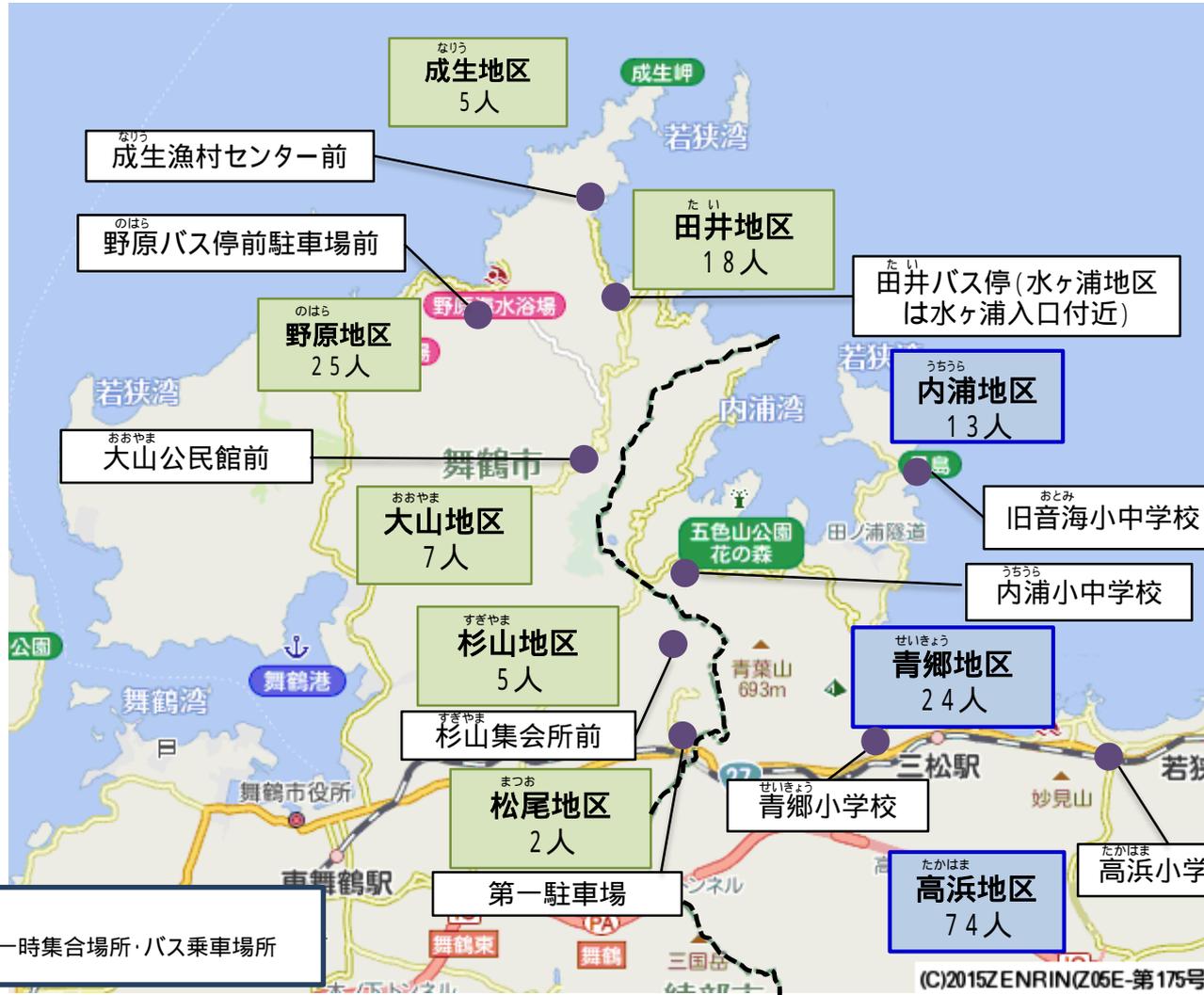


## 京都市

避難元	避難先
松尾地区	京都市東山区内施設 (元有濟小学校 元新道小学校 元清水小学校 元白川(元栗田)小学校 元月輪小学校 元今熊野小学校 京都市東山青少年活動センター 東山地域体育館 陶工高等技術専門校 京都華頂大学・同短期大学 日吉ヶ丘高等学校 華頂女子高等学校)
杉山地区	
大山地区	
田井地区	
成生地区	
野原地区	

- 高浜町によるアンケート調査の結果、高浜町の3地区における自家用車で避難できない住民は合計111人。
- 舞鶴市による想定では、舞鶴市の6地区における自家用車で避難できない住民は合計62人。

## 自家用車で避難できない住民の集合場所



地区		人数
高浜町	青郷地区	24人
	内浦地区	13人
	高浜地区	74人
	計 111人	
舞鶴市	松尾地区	2人
	杉山地区	5人
	大山地区	7人
	田井地区	18人
	成生地区	5人
	野原地区	25人
計 62人		
合計		173人

人数は平成26年4月1日現在

高浜町においては、アンケート結果による数値。舞鶴市においては、在宅の避難行動要支援者を除く各地区の人口のうち9割が自家用車で避難すると想定

○ PAZ圏内の観光施設における日間入場見込み人数は680人程度、民間企業(従業員30人以上)は10社(約740人)存在。

## < PAZ圏内の観光施設の状況 >

地区名		施設	入場見込人数(人)
福井県	高浜地区	城山公園	499
	内浦地区	五色山公園	94
			計 593人
京都府	松尾地区	松尾寺	90
			計 90人

福井県については入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定

京都府については平成25年の年間実績を基に算定

[合計] 683人

## < PAZ圏内の民間企業(従業員30名以上)の状況 >

地区	民間企業	従業員数(人)
高浜地区	飲食料品小売業(2社)	81
	家具・装備品製造業(1社)	78
	医療業(1社)	137
	社会保険・社会福祉・介護事業(1社)	62
合計		358

地区	民間企業	従業員数(人)
青郷地区	総合工事業(2社)	90
	家具・装備品製造業(2社)	75
	その他の事業サービス業(1社)	220
合計		385

合計: 10社 743人

(従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難)



- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、海水浴場から避難する一時滞在者、合計約1,250人分：バス27台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

	想定対象人数	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	111人	3台	1台のバスが複数箇所をまわり乗車 1台当り45人程度の乗車を想定 【資料P42】
観光施設から避難する一時滞在者	約593人	13台	バス1台当り45人程度の乗車を想定 自家用車や観光バスで来場している者がいる場合は、その分必要車両台数は減少【資料P43】
海水浴場から避難する一時滞在者	約535人 (5,350人×0.1)	11台	バス1台当り45人程度の乗車を想定 1日あたりの海水浴客約5,350人のうち、約9割が自家用車で訪問している(『平成26年度観光客入込調査 高浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。 【資料P44】
<b>合計</b>	<b>約1,239人</b>	<b>27台</b>	

数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

- 2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

- 全面緊急事態発生時には、福井県丹南地方たんなんのバス会社が保有する車両のほか、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		27台	
(B) 確保車両台数		計27台	
確保先	バス会社[福井県丹南地方] <small>たんなん</small>	26台	保有車両台数 バス178台
	関西電力	1台	保有車両台数 バス10台

- 福井県原子力防災訓練(平成26年度)の実績を参考に、バス会社保有台数のうち1/4程度の出動を見込む
- 2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

○ 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、海水浴場から避難する一時滞在者、合計約226人分：バス10台。

	想定対象人数	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	62人	6台	各地区にバス1台を配車 1台当り45人程度の乗車を想定 全住民の1割が自家用車で避難できないと想定【資料P42】
観光施設から避難する一時滞在者	約90人	2台	バス1台当り45人程度の乗車を想定 自家用車や観光バスで来場している者がいる場合は、その分必要車両台数は減少【資料P43】
海水浴場から避難する一時滞在者	約75人 (750人×0.1)	2台	バス1台当り45人程度の乗車を想定 1日あたりの海水浴客約750人のうち、約9割が自家用車で訪問している(『平成26年度観光客入込調査 高浜町』を引用)と想定し、その1割を想定対象人数として算入。 【資料P44】
<b>合計</b>	<b>約227人</b>	<b>10台</b>	

数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

- 2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

- 全面緊急事態発生時には、まいづるし舞鶴市が保有するバスのほか、まいづるし舞鶴市内のバス会社が保有する車両、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、京都府バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		10台	
(B) 確保車両台数		計10台	
確保先	まいづるし舞鶴市	3台	保有車両台数 バス3台
	まいづるし舞鶴市内のバス会社	6台	保有車両台数 バス79台(乗合含む) タクシー95台  タクシーを用いた避難が実施できた分必要バス台数は減少
	関西電力	1台	保有車両台数 バス10台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

# PAZ圏内3地区から避難先施設までの主な経路（内浦地区）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



PAZ圏内3地区から避難先施設までの主な経路（青郷地区）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



せいきょう  
**青郷地区**  
2,744人

つるが  
**県内避難先: 敦賀市**  
あわのみなみ  
(敦賀市立粟野南小学校、  
敦賀市立看護大学、他3か所)

【主な経路】  
国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC

【主な経路】  
国道27号

たからづかし  
**県外避難先: 宝塚市**  
(末広体育館、他7か所)

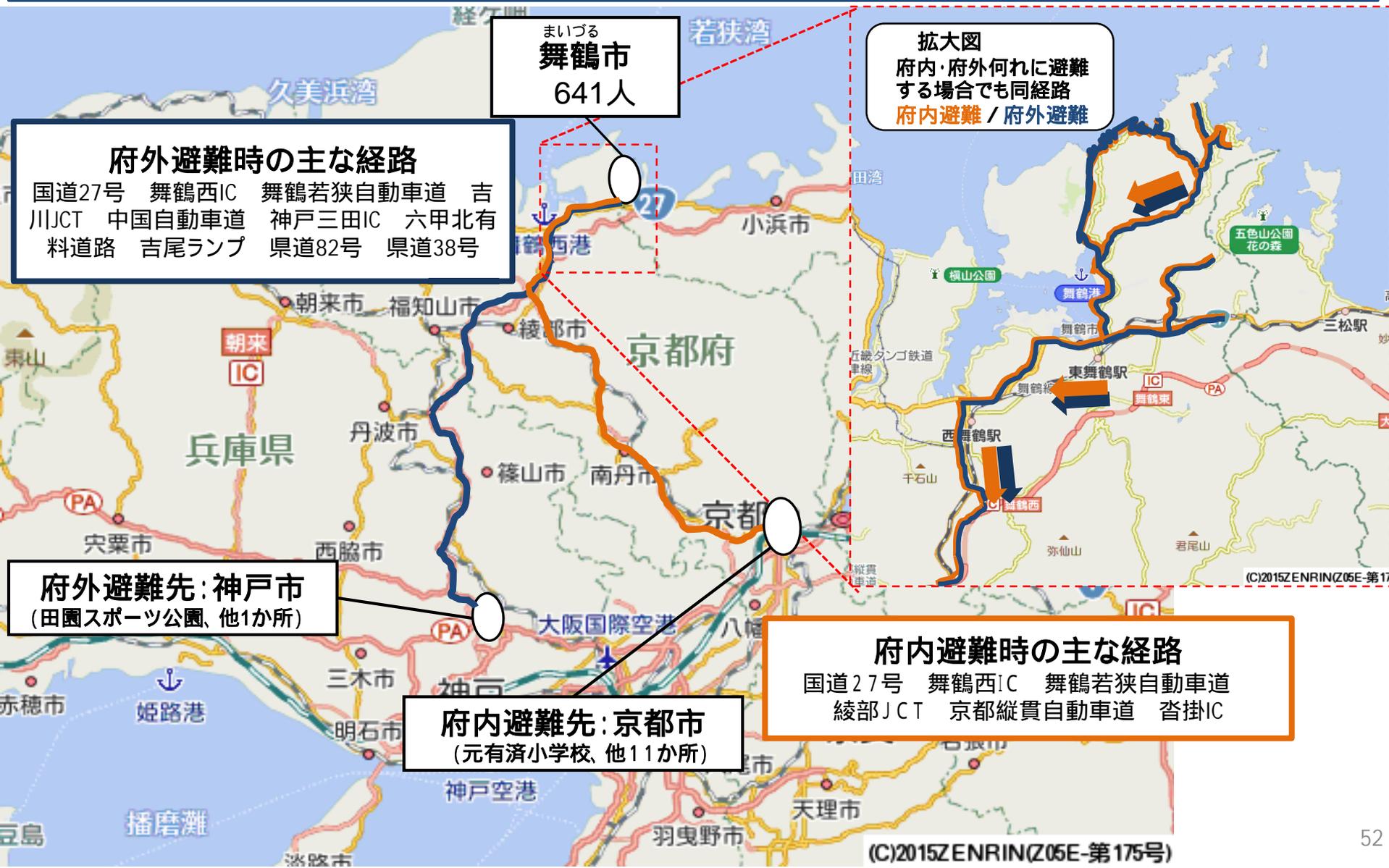
【主な経路】  
国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道  
その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号(小浜綾部線)等を設定

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



# PAZ圏から避難先施設までの主な経路（舞鶴市6地区）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



# 避難を円滑に行うための対応策

○ PAZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、関係府県・市町等及び関係府県警察による主要交差点等における交通整理・誘導、道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行う。

## PAZ圏内における交通対策

### 交通誘導対策

避難区域及び周辺の主要交差点において交通整理を行い、迅速・円滑な避難誘導を実施する。

### 交通広報対策

日本道路交通情報センター(JARTIC)、道路情報板等を活用した広報  
光ビーコンを活用した交通情報提供システム(AMIS)による広報

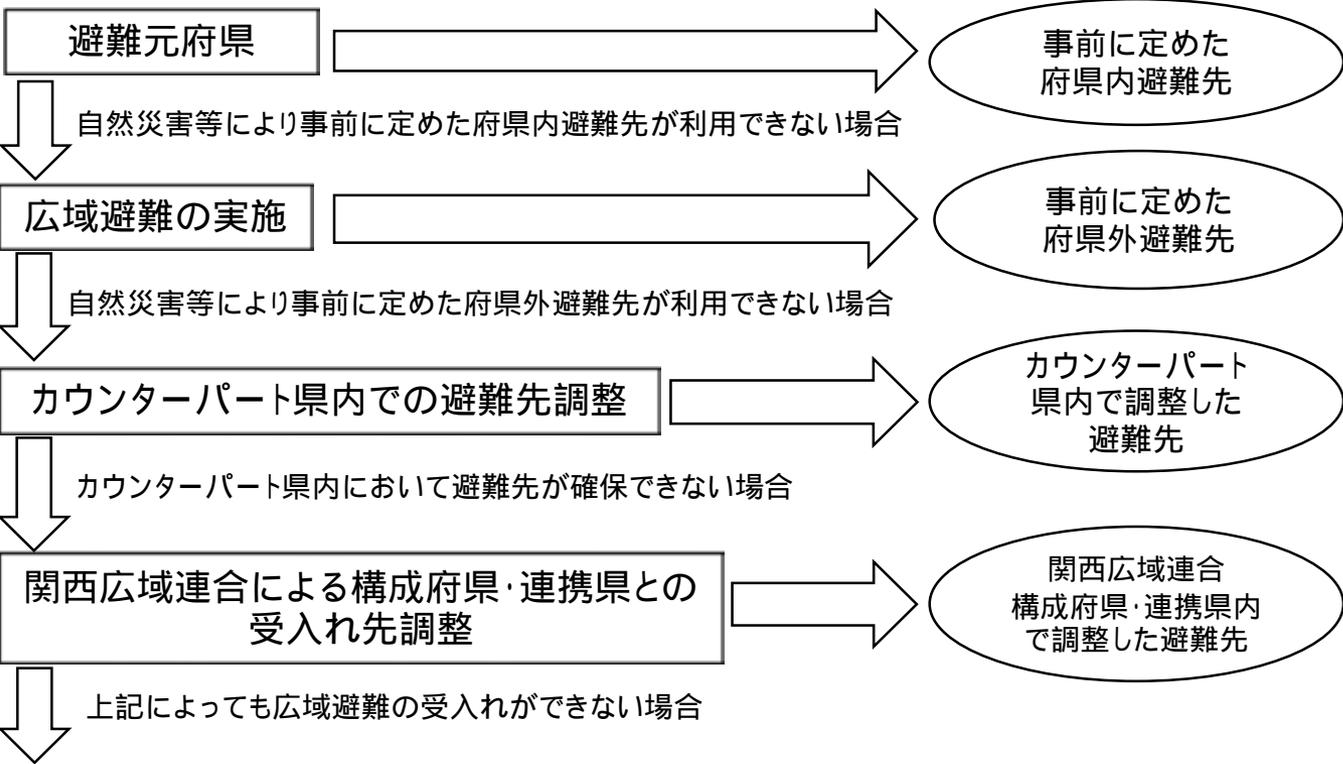
### 交通規制対策

混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。  
信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。



# 自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県及び京都府では府県内に加え、府県外においても避難先を確保。
- 府県外避難先において、自然災害等により事前に定めた人数の受入れができない場合、避難先府県は、管内市町村及びカウンターパート設定において同一府県を応援することになっている府県と調整を行い、避難元府県の意見も聴取して避難先を調整する。
- 上記により避難先が確保できない場合には、関西広域連合が、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整して受入れ先を確保する。
- それでも広域避難の受入れ先が確保できない場合には、関西広域連合は、国、全国知事会、相互応援協定を締結している他ブロック等と調整を行う。



カウンターパート設定	
避難元府県	主たる応援県
福井県	兵庫県
京都府	兵庫県(幹事)、徳島県(必要に応じ、鳥取県に協力を求める)

関西広域連合(広域防災事務)の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県 三重県 鳥取県

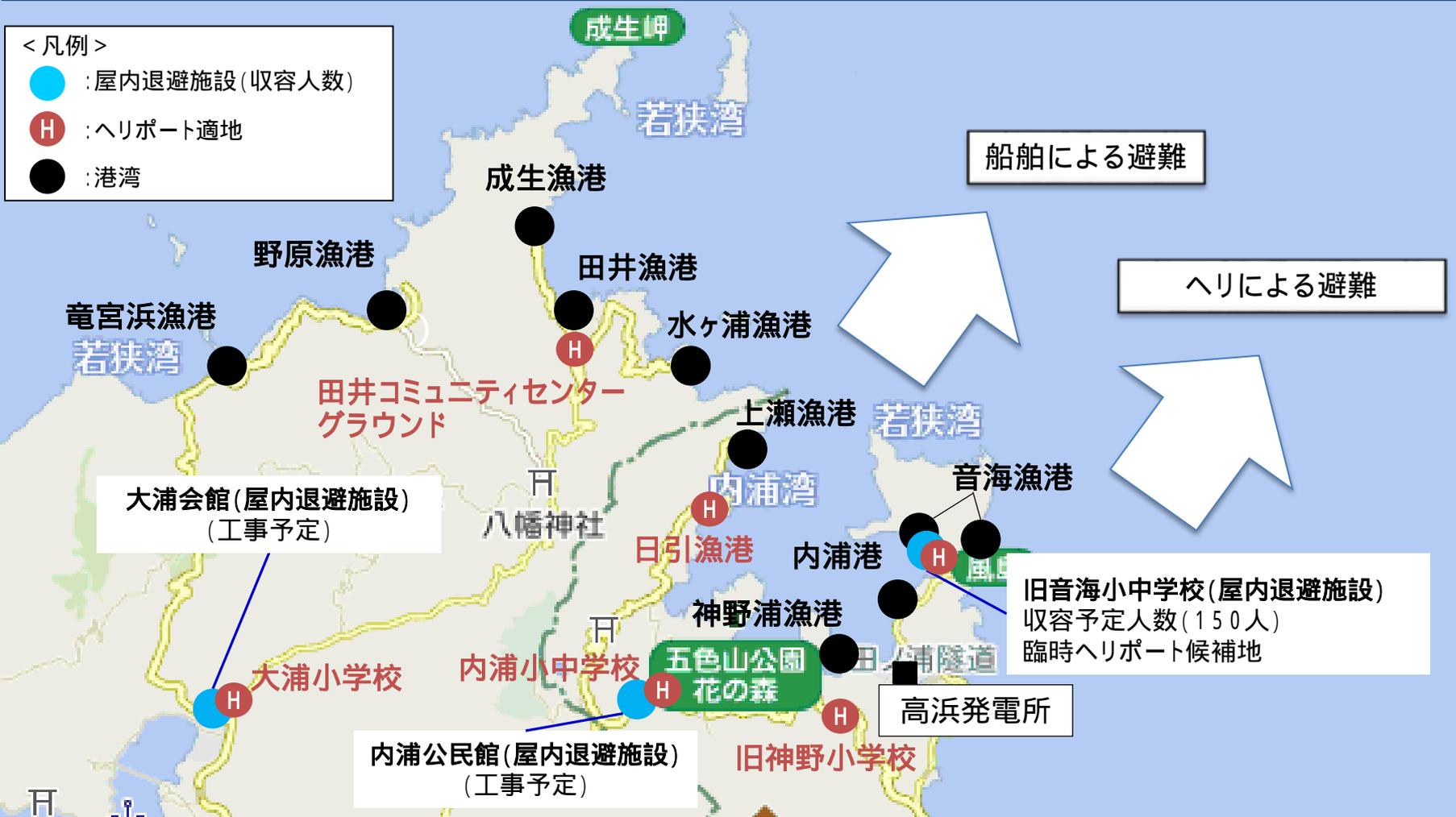
国、全国知事会、相互応援協定を締結している他ブロックとの調整による避難先確保

滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

# 半島地域が孤立した場合の対応（内浦半島、大浦半島）

○ PAZ圏に該当する内浦半島（福井県高浜町）や、大浦半島の一部（京都府舞鶴市）については、複合災害の発生等により住民が孤立化した場合、放射線防護対策施設への屋内退避を実施するとともに、関西電力が確保する船舶やヘリコプターにより海路及び空路で避難することも想定。

- < 凡例 >
- : 屋内退避施設 (収容人数)
  - H : ヘリポート適地
  - : 港湾



- 1 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
- 2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）に支援を要請

## 5 . UPZ圏内における対応

### < 対応のポイント >

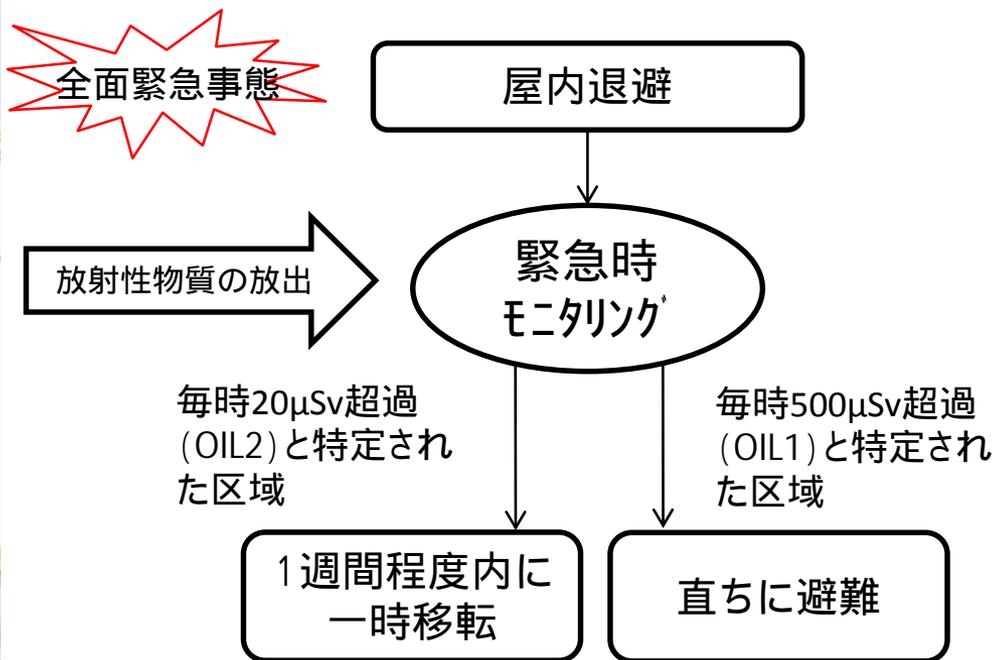
1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が高い区域を特定し、OIL基準に基づく防護措置を的確に実施する。

# UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射線被ばくの防護措置として、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質が放出され、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が高い区域を特定する。OIL1に該当する毎時500 $\mu$ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、直ちに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)を行う。また、OIL2に該当する毎時20 $\mu$ Sv超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。



## UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。

県名	市町名	府県内避難先		府県外避難先	
福井県	高浜町	敦賀市		兵庫県	三田市、猪名川町
	おおい町	敦賀市			伊丹市、川西市
	小浜市	鯖江市、越前市			豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町
	若狭町	越前町			丹波市、小野市、加東市
京都府		南方向	西方向		
	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市	府外避難先と同一	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、淡路市
				徳島県	鳴門市、松茂町、北島町
	綾部市	福知山市、亀岡市	福知山市	兵庫県	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町
	南丹市	南丹市内	南丹市内		洲本市、南あわじ市
	京丹波町	京丹波町内	京丹波町内		芦屋市
	福知山市	福知山市内	福知山市内		上郡町
	宮津市	長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市	福知山市、京丹後市、与謝野町		明石市、加古川市、高砂市
伊根町	精華町	京丹後市	稲美町、播磨町		

○ UPZ圏内にある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外(兵庫県)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。



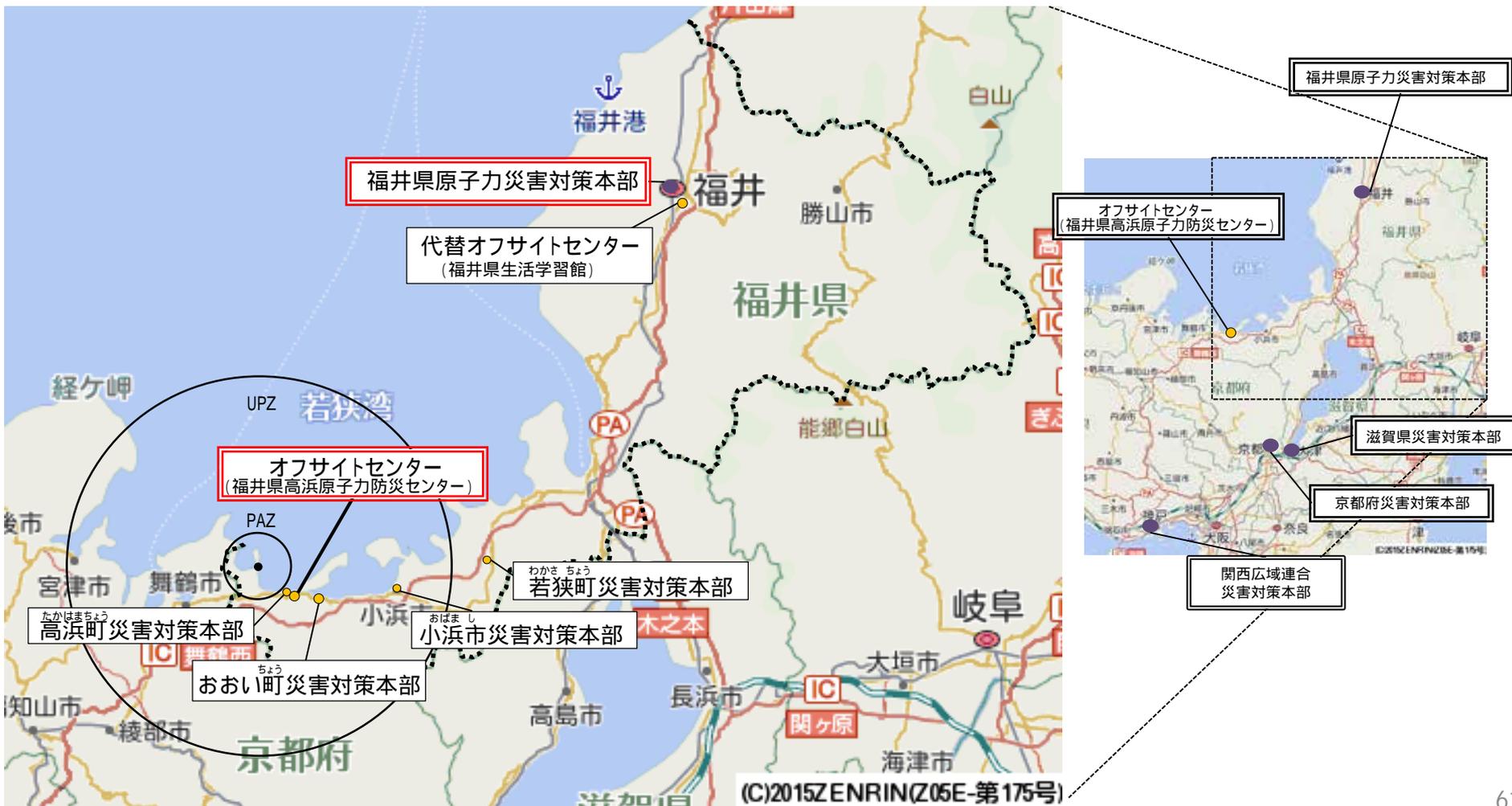
# UPZ圏の京都府内各市町の避難先

- UPZ圏内にある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外(兵庫県、徳島県)において避難先を確保。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



# 一時移転等に備えた関係者の対応（福井県）

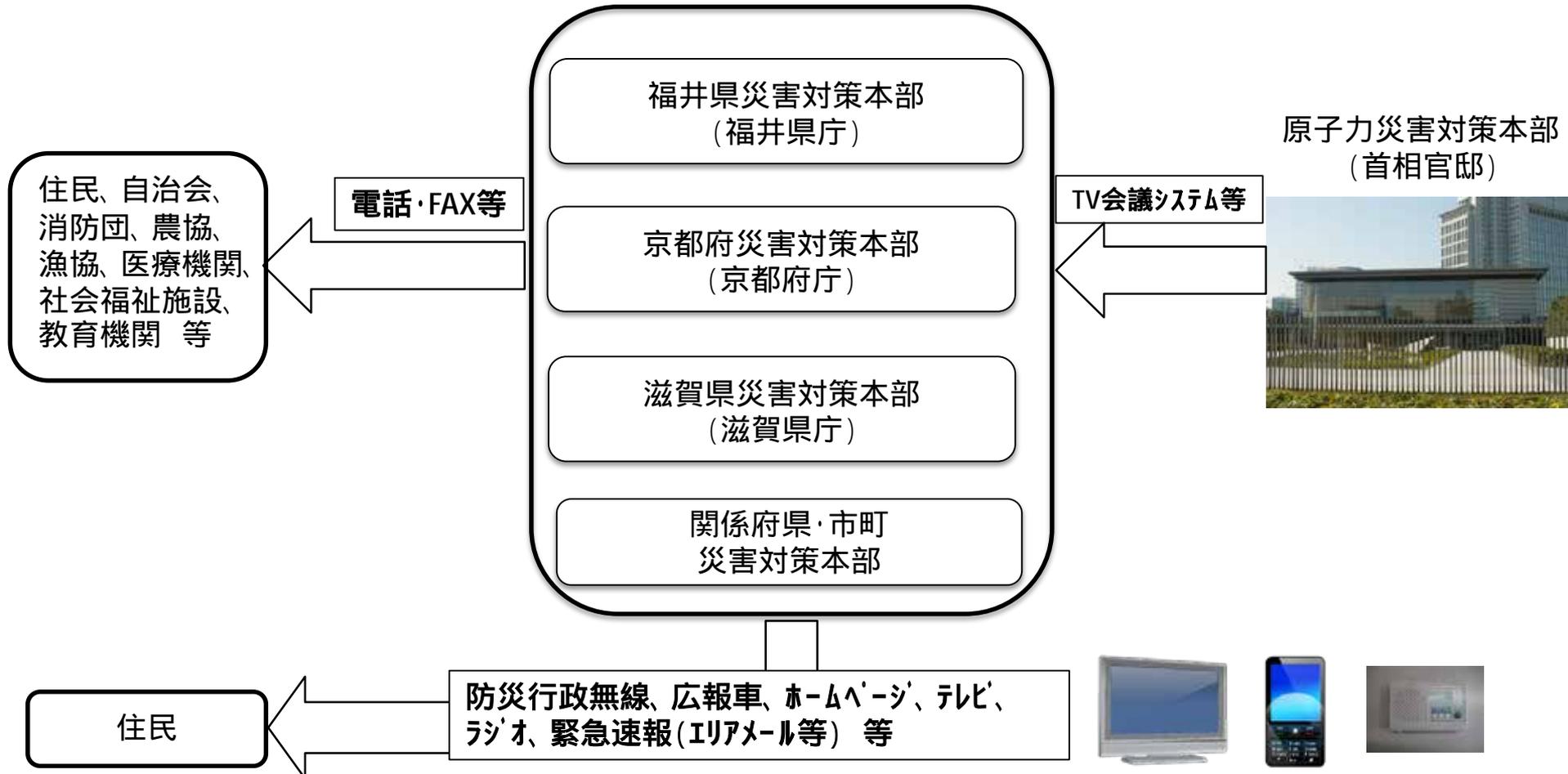
- 全面緊急事態までに、福井県及び全ての関係市町は、災害対策本部を設置。
- 関係市町は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 福井県内のバス会社は、緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、福井県は関係市町の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。





# 一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報(エリアメール等)、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



- 福井県では、高浜原発から半径5～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(33施設1,477人)については、PAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 半径5～30km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県が受入先を調整。

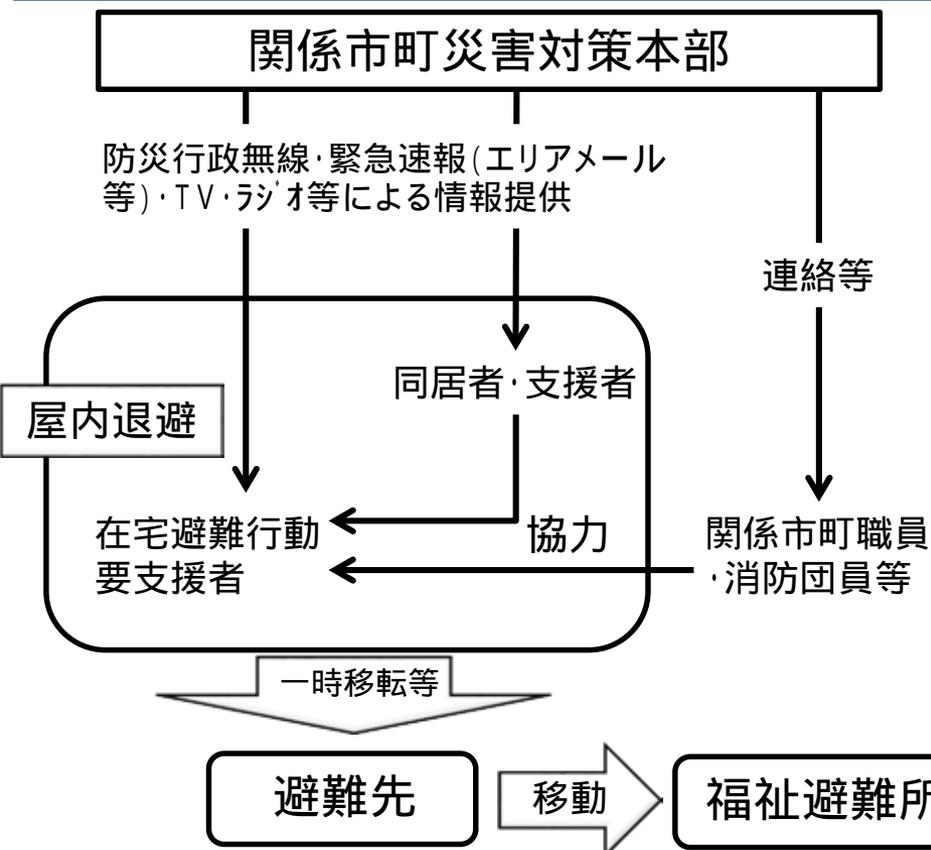
UPZ圏内施設と避難先

施設区分		避難元施設		避難先施設	
		施設数	入所定員 <sup>1</sup>	受入施設数	受入可能人数
医療機関(病院・有床診療所)		6	599	8	599
社会福祉施設	介護保険施設等	15	684	48	684
	障害福祉サービス事業所等	12	194	13	194
	小計	27	878	61	878
<b>合計</b>		<b>33</b>	<b>1,477</b>	<b>69</b>	<b>1,477</b>

1 医療機関については、入所定員と実入所者数に大きく隔たりがあるため、実入所者数を記載

2 福井県のUPZ圏内には児童養護施設なし

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福井県において関係機関と調整し避難先を確保。

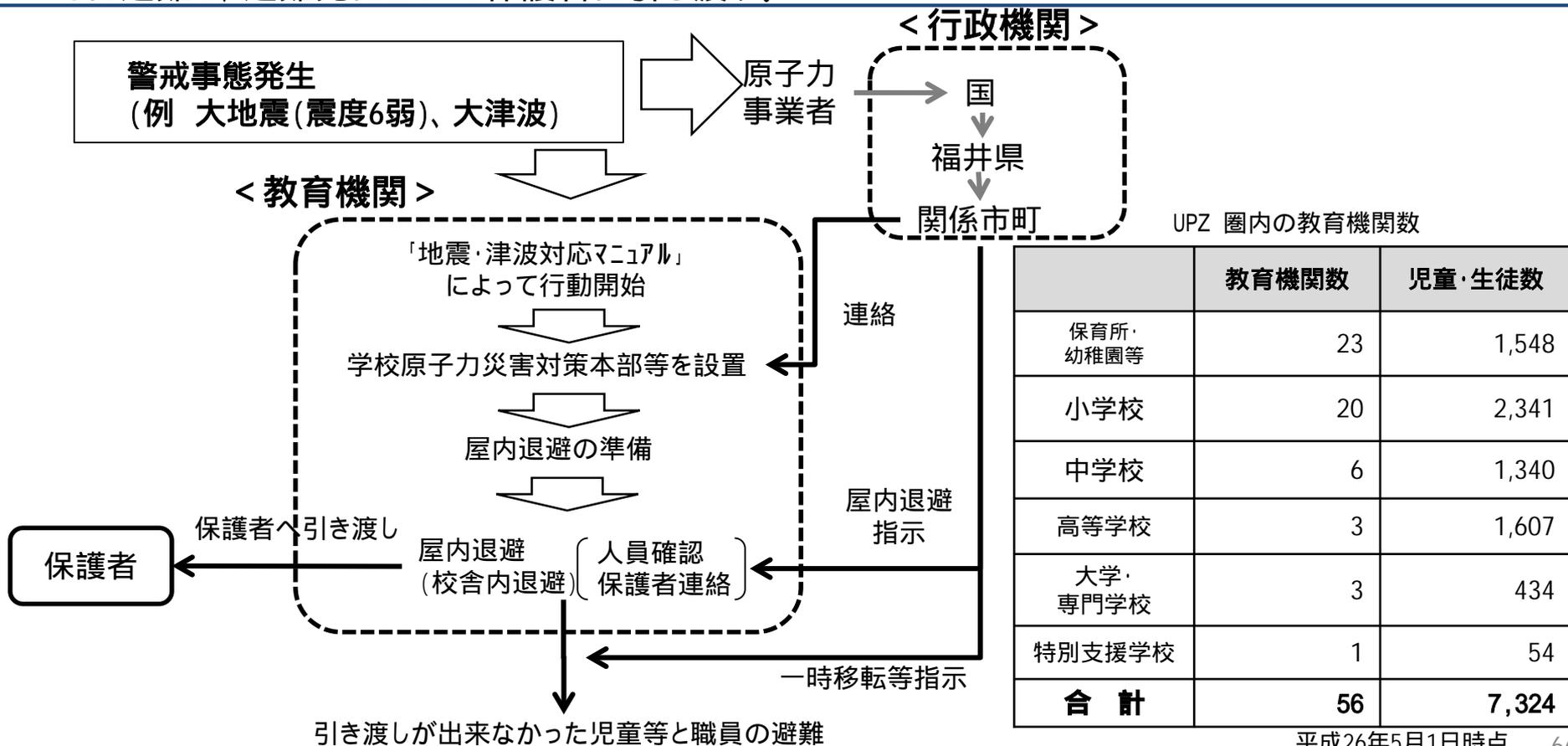


UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	5 ~ 30Km圏内
高浜町	155(155)
おおい町	692(546)
小浜市	918(306)
若狭町	72(26)
合計	1,837(1,033)

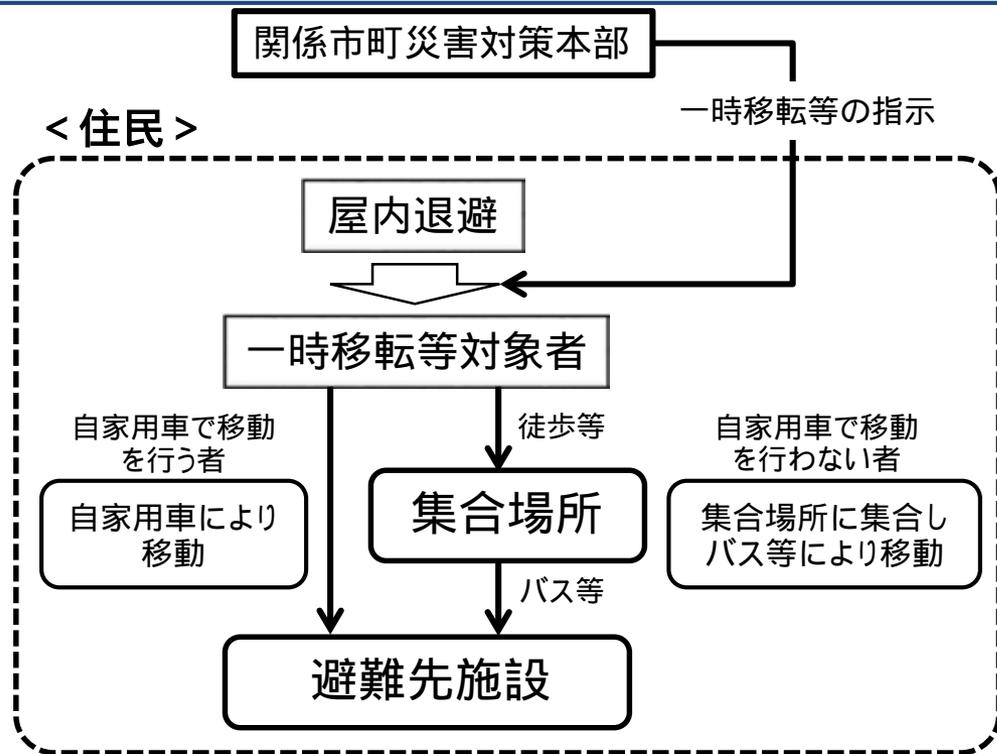
- 1 ( )内は支援者有り
- 2 平成27年3月現在 各市町において精査中
- 3 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、行政、自治会、消防団等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済みであり、全面緊急事態(屋内退避措置)となった場合、学校原子力災害対策本部等では、あらかじめ作成するマニュアルに従って行動する。
- 関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応(屋内退避)及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は、職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



# 福井県におけるUPZ圏内の一般住民の防護措置

- 原子力災害対策本部は、緊急時にモニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500 $\mu$ Sv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、20 $\mu$ Sv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。



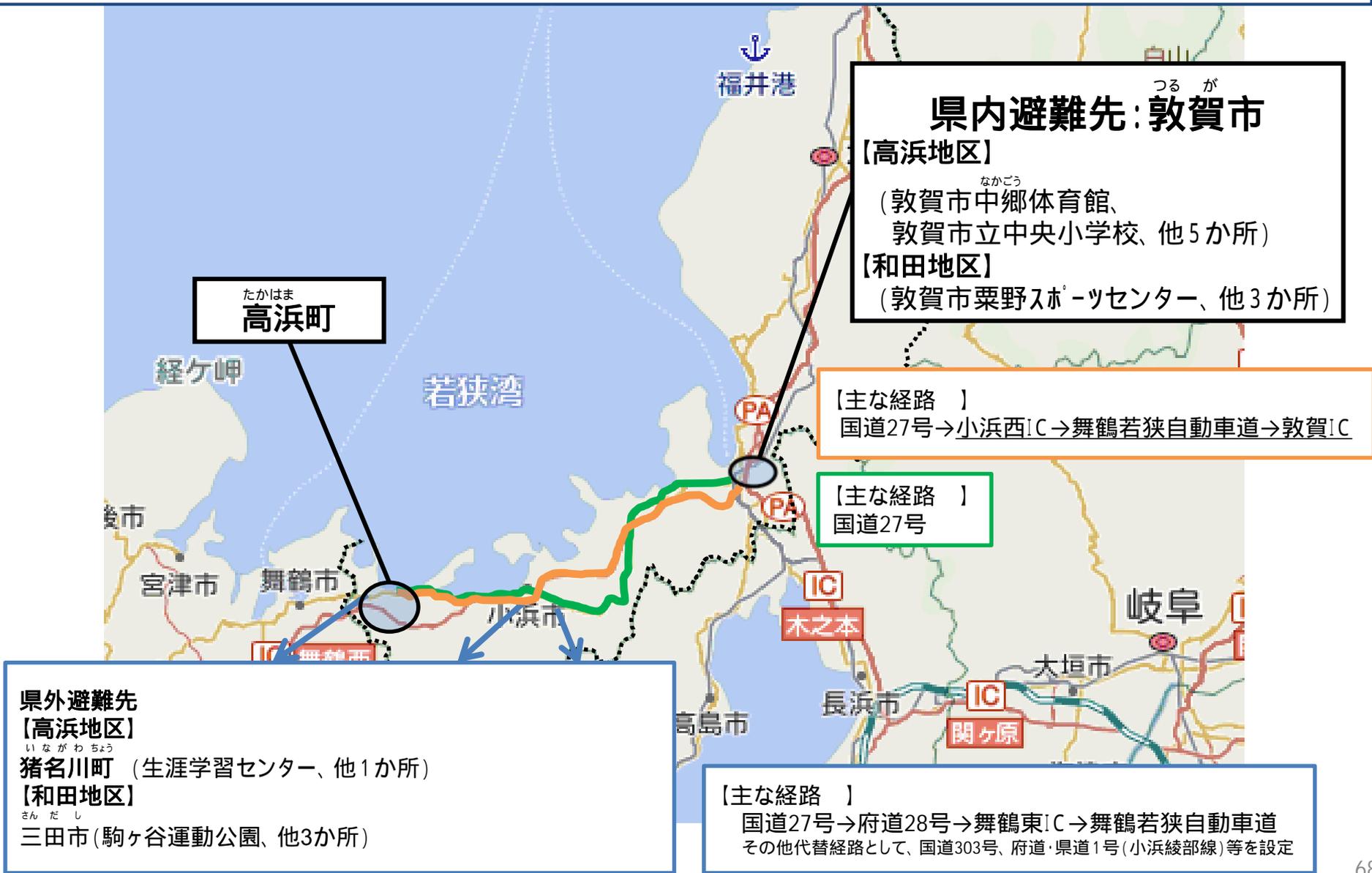
## < UPZ圏内市町の避難先 >

市町名	県内避難先	県外避難先	
高浜町 2,778人	敦賀市	兵庫県	三田市、猪名川町
おおい町 8,677人	敦賀市		伊丹市、川西市
小浜市 30,763人	鯖江市、越前市		豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町
若狭町 4,020人	越前町		丹波市、小野市、加東市

平成26年4月1日時点

UPZ圏内から避難先施設までの主な経路（高浜町）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



# UPZ圏内から避難先施設までの主な経路（おおい町）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



# UPZ圏内から避難先施設までの主な経路（小浜市）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。

## 県内避難先：越前市、鯖江市

【小浜、雲浜、西津、内外海、国富、松永、口名田地区】

（越前市立武生東小学校、  
福井県立武生工業高等学校、他29か所）

【宮川、遠敷、今富、中名田、加斗地区】

（鯖江市立河和田小学校、  
鯖江市立中央中学校、他12か所）

【主な経路】  
小浜IC→舞鶴若狭自動車道→  
北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な経路】  
国道27号→敦賀IC→北陸自動車道→  
武生IC・鯖江IC



おばま  
小浜市

## 県外避難先

【小浜、雲浜、西津、内外海、国富、宮川、今富地区】

姫路市（姫路球場、他38か所）

【松永地区】

朝来市（和田山体育センター、他4か所）

【遠敷地区】

豊岡市（豊岡市総合体育館、他12か所）

【口名田地区】

市川町（市川町スポーツセンター体育館、他2か所）、福崎町（コミュニティセンターサルビア会館、他4か所）、神河町（町立神崎小学校、他1か所）

【中名田地区】

養父市（関宮農林漁業者等健康増進施設、他8か所）

【加斗地区】

新温泉町（健康公園体育館、他1か所）、香美町（射添体育館、他3か所）

【主な経路】  
国道162号→府道12号線→国道27号→国道9号  
→福知山IC→舞鶴若狭自動車道  
その他代替経路として、国道303号等を設定

# UPZ圏内から避難先施設までの主な経路（若狭町）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



**県内避難先：越前町**  
えちぜん

【西田地区】  
(織田健康福祉センター、他2か所)

【三宅地区】  
(越前町営越前体育館、他5か所)

【野木地区】  
(越前町立城崎小学校 他3か所)

【主な経路】  
県道216号→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC

【主な経路】  
国道27号→国道8号→国道305号

**県外避難先**

【西田地区】  
たなばし  
丹波市 (氷上住民センター、他2か所)

【三宅地区】  
かとうし  
加東市 (滝野総合公園体育館)

【野木地区】  
おのし  
小野市 (コミュニティセンター下東条、他1か所)

【野木地区】  
おのし  
小野市 (伝統産業会館、他3か所)

【主な経路】  
国道162号→府道12号線→国道27号→国道9号  
→福知山IC→舞鶴若狭自動車道  
その他代替経路として、国道303号等を設定

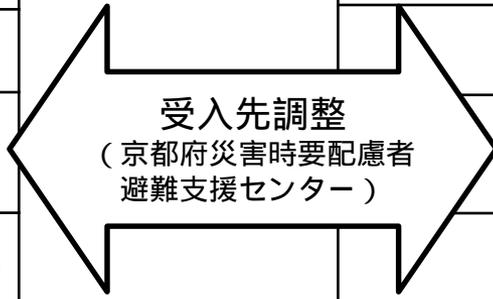
(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

- 京都府では、高浜原発から半径5～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(78施設3,360人)については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- 半径5～30km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。

< 5～30km圏内 >

< 30km圏外 >

施設区分		施設数	入所者数
医療機関(病院・有床診療所)		14	1,067
社会福祉施設	介護保険施設等	44	1,832
	障害福祉サービス事業所等	17	341
	児童養護施設等	3	120
	小計	64	2,293
合計		78	3,360

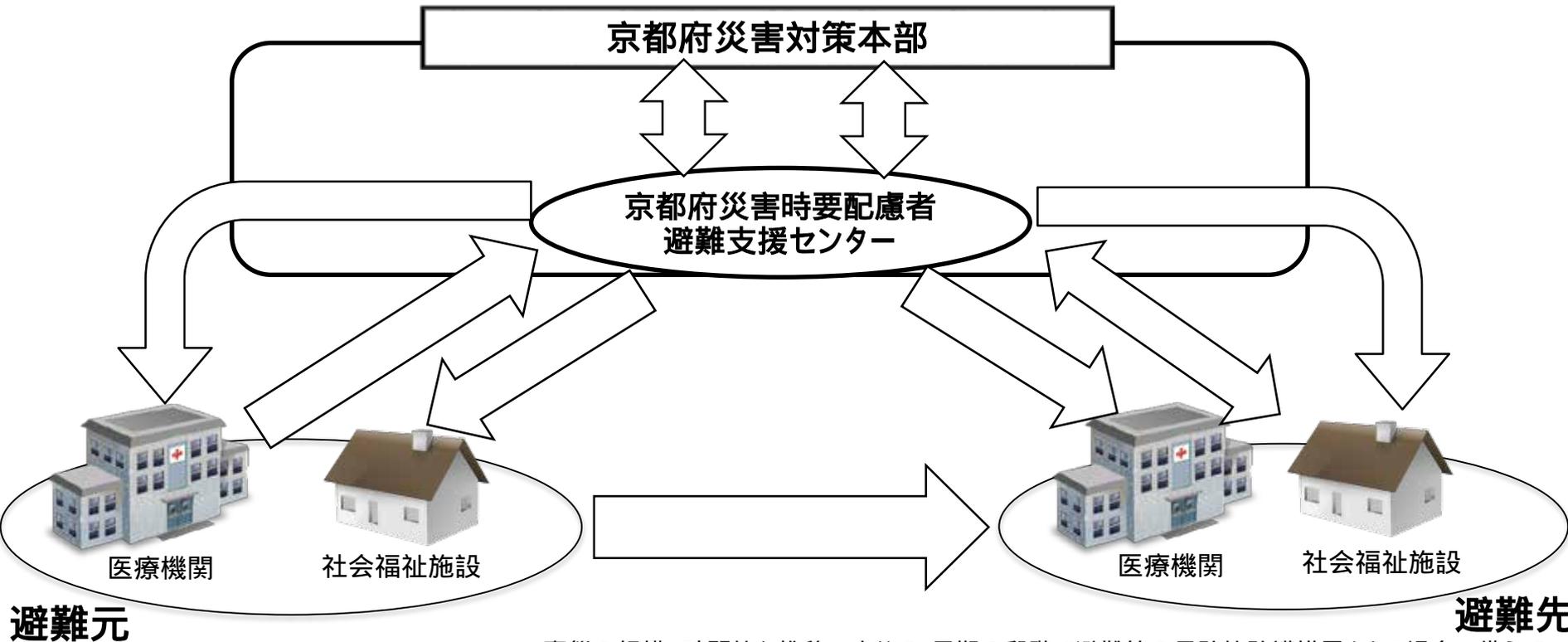


受入候補施設数	受入可能人数
32	約1,740
135	約1,640
22	約330
9	約130
166	約2,100
198	約3,840

社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約190人については医療機関へ搬送

- 2 平成27年3月31日現在
- 3 京都市他府内市町に避難先を確保

○ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を実施。



事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。

2 京都市他府内市町に避難先を確保

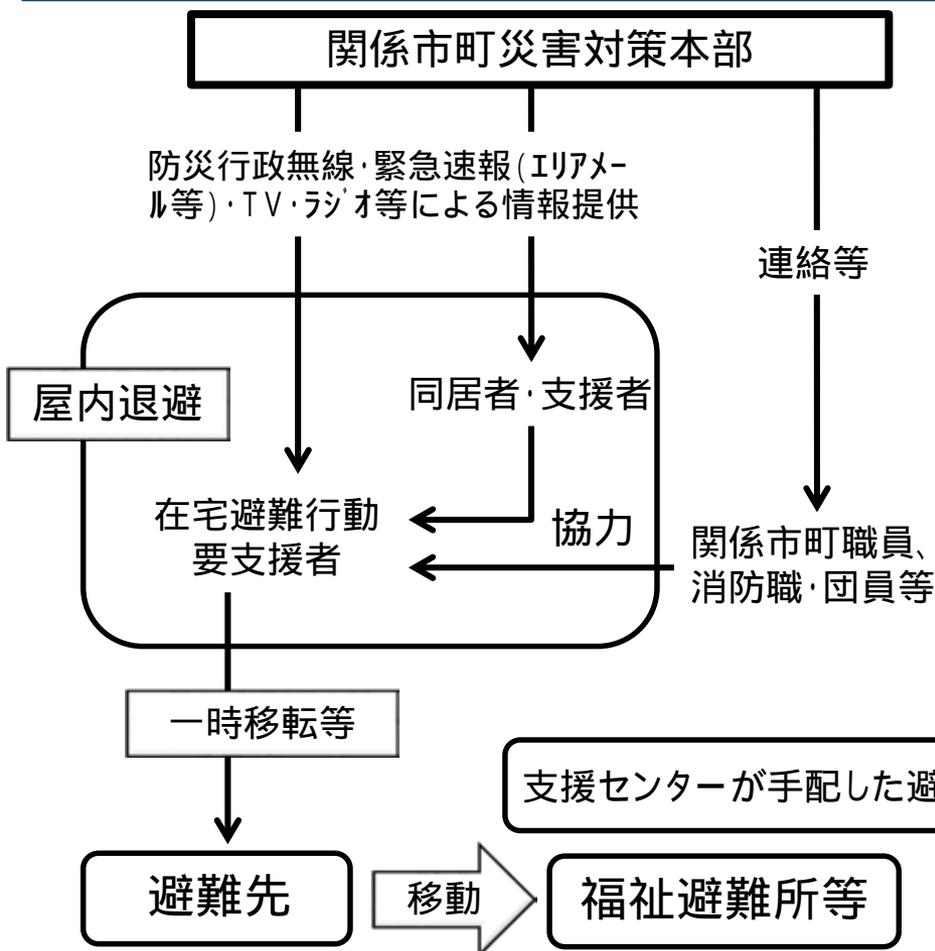
マッチングフロー

- ：災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ：避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ：センターによる受入れ先の状況確認及びマッチングの実施
- ：センターと京都府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を

確保

- ：センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ：センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ：避難の実施

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員、自治会、消防職・団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は「京都府災害時要配慮者避難支援センター」に依頼し避難先を確保。

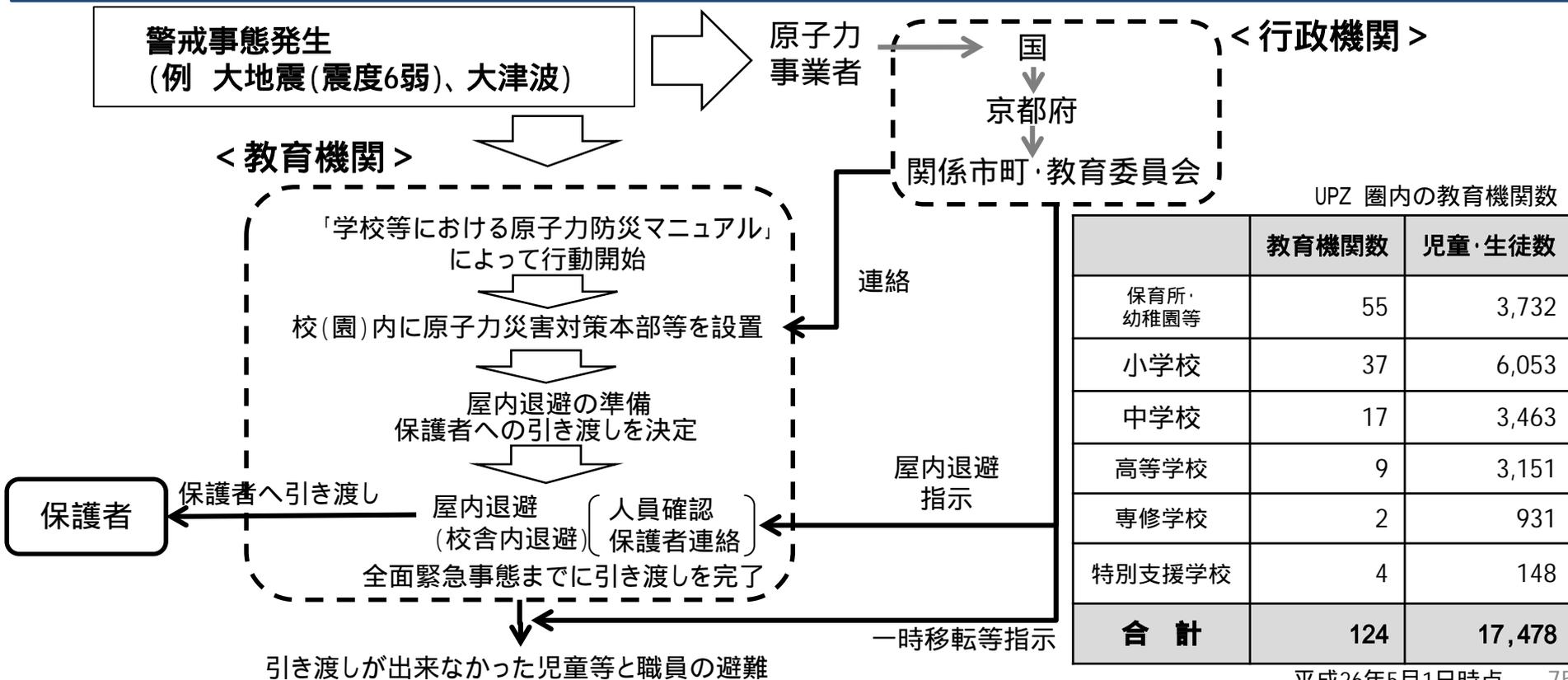


UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	5～30Km圏内		5～30Km圏内
舞鶴市	6,168 (2,308)	福知山市	65 (65)
綾部市	223 (223)	宮津市	1,500 (1,400)
南丹市	483 (397)	伊根町	10 (10)
京丹波町	883 (393)	合計	9,332 (4,796)

- 1 ( )内は支援者有り
- 2 平成27年2月現在 各市町において精査中
- 3 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。
- 4 京都市他府内市町に避難先を確保

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置する。
- 情報収集、教育委員会(市町災害対策本部)との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、柔軟な対応を行う。
- 児童等は自宅の所在する地域の住民として避難することを原則とし、警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、全面緊急事態までに完了する。
- なお、引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



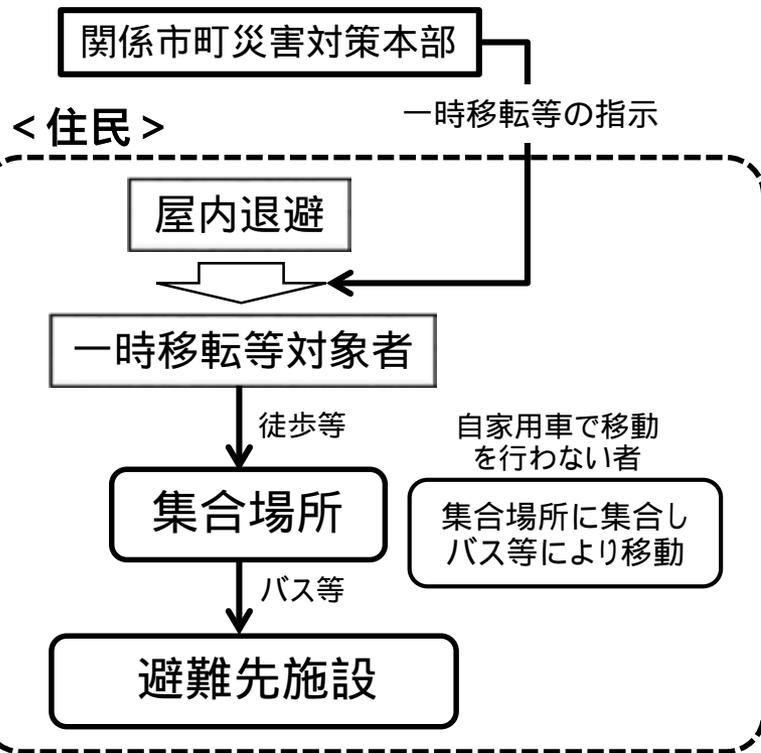
# 京都府におけるUPZ圏内の一般住民の防護措置

- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500 $\mu$ Sv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、20 $\mu$ Sv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。

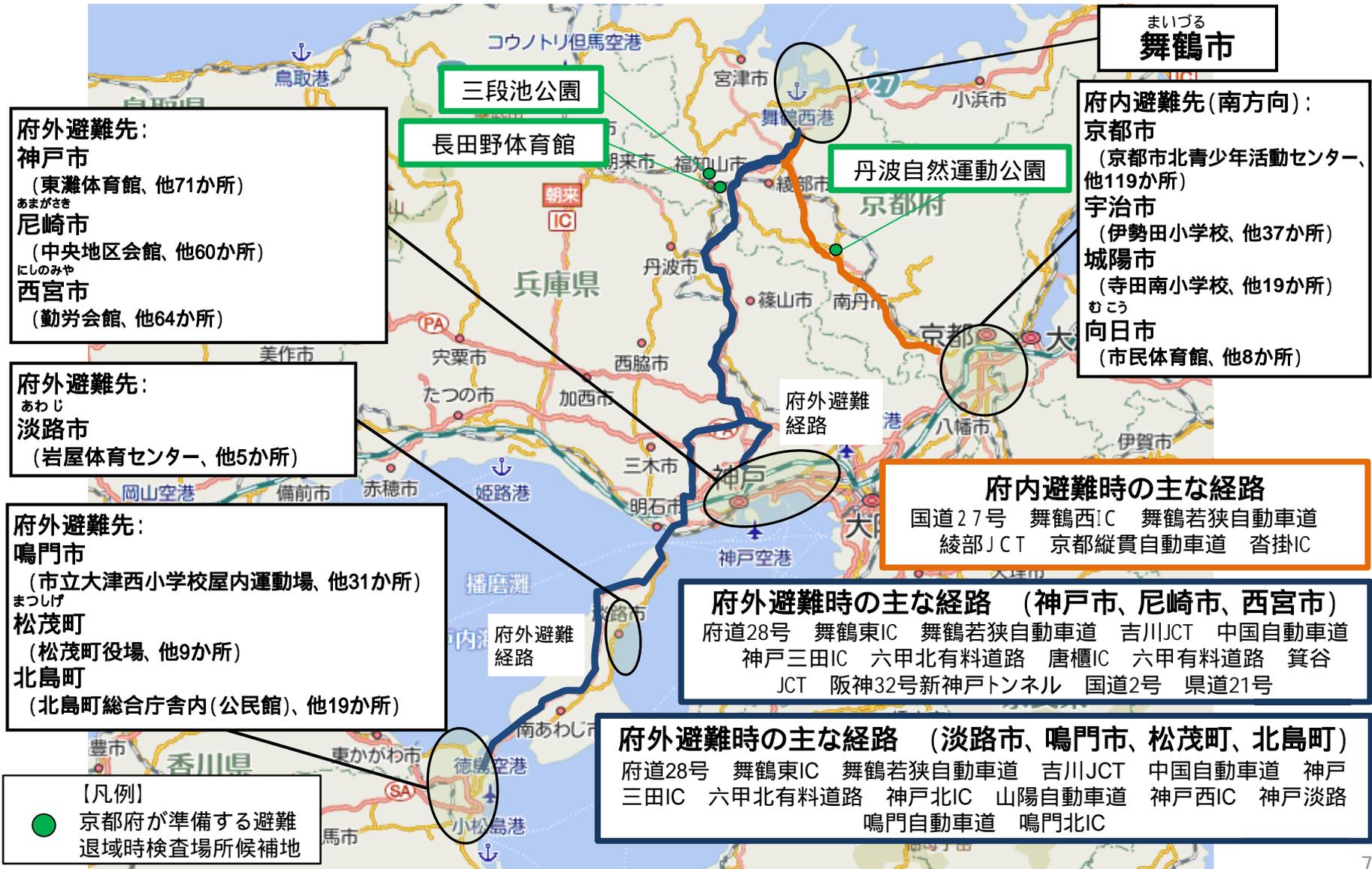
## < UPZ圏内市町の避難先 >

市町名	府内避難先		府外避難先	
	南方向	西方向		
舞鶴市 86,326人	京都市、宇治市、 城陽市、向日市	府外避難先と同一	兵庫県 徳島県	神戸市、尼崎市、 西宮市、淡路市 鳴門市、松茂町、 北島町
綾部市 9,041人	福知山市、亀岡市	福知山市	兵庫県	相生市、赤穂市、 宍粟市、たつの市、 太子町、佐用町
南丹市 4,024人	南丹市内	南丹市内		洲本市、南あわじ市
京丹波町 3,334人	京丹波町内	京丹波町内		芦屋市
福知山市 525人	福知山市内	福知山市内		上郡町
宮津市 19,654人	長岡京市、八幡市、 京田辺市、木津川市	福知山市、京丹後市、 与謝野町		明石市、加古川市、 高砂市
伊根町 1,540人	精華町	京丹後市		稲美町、播磨町

平成26年4月1日時点



○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



# UPZ圏から避難先施設までの主な経路（綾部市）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。

## 府外避難先:

- 相生市 (市民体育館、他4か所)
- 赤穂市 (赤穂市民総合体育館、他1か所)
- 穴栗市 (一宮保健福祉センター、他16か所)
- たつの市 (御津体育館、他2か所)
- 太子町 (町民体育館、他7か所)
- 佐用町 (上月体育館、他1か所)

## 府内避難先(南、西方向):

- 福知山市 (市民体育館、他22か所)

綾部市

綾部市中央公民館

## 府内避難先(南方向):

- 亀岡市 (南丹高等学校、他52か所)

### 府内避難時の主な経路

【西方向】  
府道490号 府道9号 府道55号

【南方向】  
府道485号 府道9号 府道74号 国道27号 丹波IC 京都縦貫自動車道 亀岡IC

### 府外避難時の主な経路

府道1号 国道27号 府道74号 綾部IC 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中国自動車道 佐用IC 国道373号 国道179号

【凡例】  
● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地



○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



**府内避難先(南、西方向)：**  
**南丹市内**  
 (園部北部コミュニティセンター、他12か所)

南丹市

丹波自然運動公園

**府外避難先：**  
**洲本市**  
 (洲本市文化体育館、他4か所)  
**南あわじ市**  
 (北阿万地区公民館、他8か所)

**府外避難時の主な経路**  
 国道27号 国道9号 国道173号 国道372号 県道306号 但南篠山口IC 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中国自動車道 神戸三田IC 六甲北有料道路 神戸北IC 山陽自動車道 三木JCT 山陽自動車道 神戸西IC 神戸淡路鳴門自動車道 洲本IC

【凡例】  
 ● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地



○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



# UPZ圏から避難先施設までの主な経路（宮津市）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。

**府内避難先(西方向):**  
**福知山市**  
 (三和中学校、他19か所)  
**京丹後市**  
 (弥栄社会体育館、他23か所)  
**与謝野町**  
 (与謝小学校体育館、他12か所)

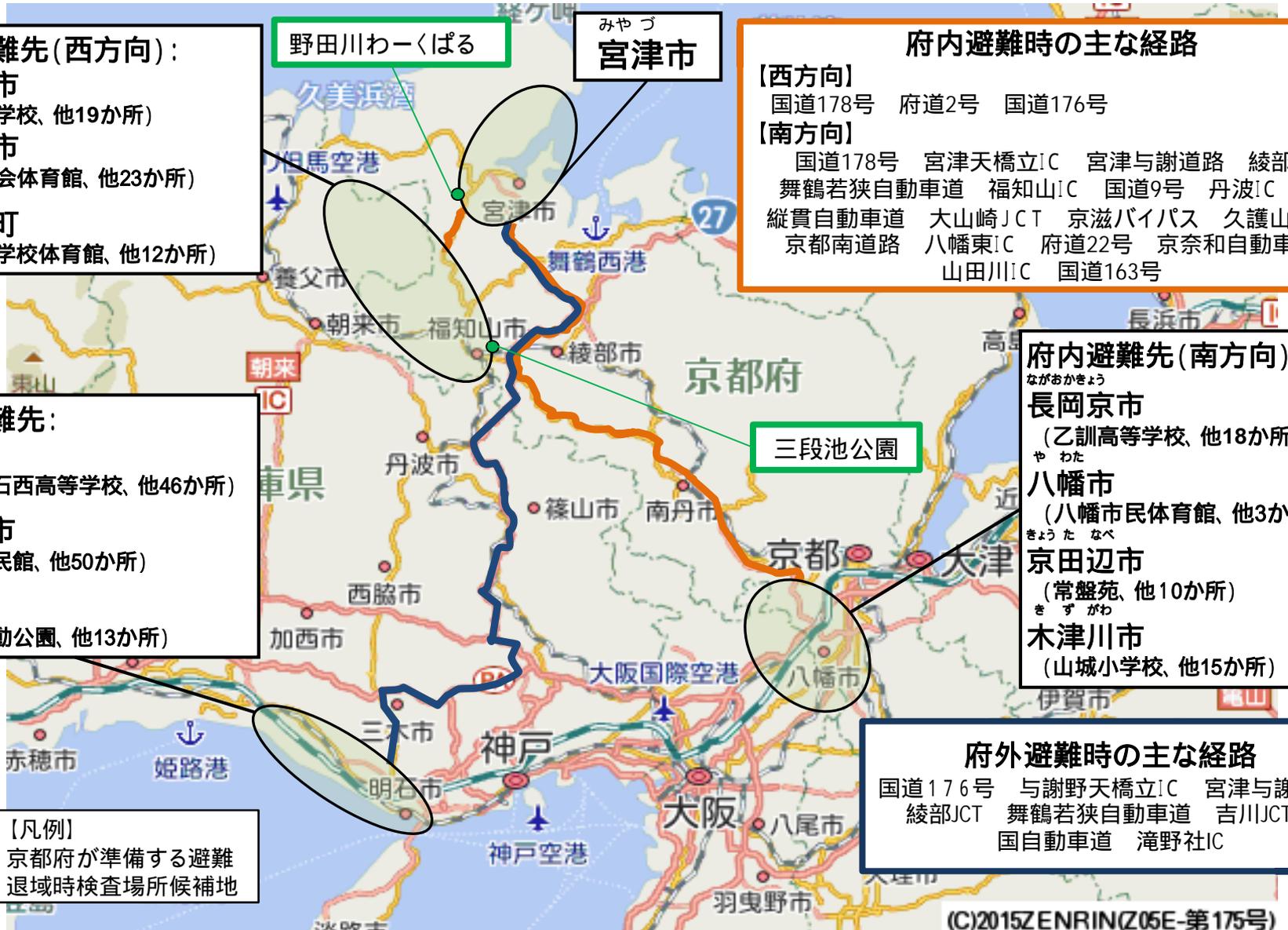
**府外避難先:**  
**明石市**  
 (県立明石西高等学校、他46か所)  
**加古川市**  
 (尾上公民館、他50か所)  
**高砂市**  
 (総合運動公園、他13か所)

**府内避難時の主な経路**  
**【西方向】**  
 国道178号 府道2号 国道176号  
**【南方向】**  
 国道178号 宮津天橋立IC 宮津与謝道路 綾部JCT  
 舞鶴若狭自動車道 福知山IC 国道9号 丹波IC 京都  
 縦貫自動車道 大山崎JCT 京滋バイパス 久護山JCT  
 京都南道路 八幡東IC 府道22号 京奈和自動車道  
 山田川IC 国道163号

**府内避難先(南方向):**  
**長岡京市**  
 (乙訓高等学校、他18か所)  
**八幡市**  
 (八幡市民体育館、他3か所)  
**京田辺市**  
 (常盤苑、他10か所)  
**木津川市**  
 (山城小学校、他15か所)

**府外避難時の主な経路**  
 国道176号 与謝野天橋立IC 宮津与謝道路  
 綾部JCT 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中  
 国自動車道 滝野社IC

**【凡例】**  
 京都府が準備する避難  
 退域時検査場所候補地



# UPZ圏から避難先施設までの主な経路（伊根町）

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。

道の駅てんきてんき丹後

いね  
伊根町

府内避難先(西方向):  
京丹後市  
(丹後地域公民館、他3か所)

府内避難時の主な経路

【西方向】  
国道178号

【南方向】  
国道178号 国道482号 国道312号 国道176号 京都縦貫自動車道 京丹波わちIC 国道27号 丹波IC 京都縦貫自動車道 大山崎JCT 京滋バイパス 久御山JCT 第二京阪道路 八幡IC 山手幹線 国道307号 田辺西IC 京奈和自動車道 精華下狛IC 府道22号

府外避難先:  
いなみ  
稲美町  
(総合福祉会館、他2か所)  
はりま  
播磨町  
(播磨中央公民館、他4か所)

府内避難先(南方向):  
せいか  
精華町  
(精華町立体育館コミュニティセンター、他1か所)

府外避難時の主な経路

国道178号 国道482号 国道312号 国道176号 与謝野天橋立IC 宮津与謝道路 綾部JCT 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中国自動車道 神戸三田IC 六甲北有料道路 神戸北IC 山陽自動車道 三木小野IC 国道175号 県道513号

【凡例】  
● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

- UPZ圏内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ圏内全域ではなく、その一部に留まることが想定される。今回は、福井県におけるUPZ圏内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約2,312人、必要車両数54台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は882台と必要台数を確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細については86頁参照)。

		合計	高浜町	おおい町	小浜市	若狭町	備考
対象人数 (想定)	UPZ圏内人口	46,238	2,778	8,677	30,763	4,020	H26.4.1現在
	バスによる一時移転等が必要となる住民	2,312	139	434	1,538	201	・UPZ圏内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定 <sup>1</sup>
必要車両台数		54	4	10	35	5	バス1台当り45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社保有車両	<b>882</b>	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
---------------	------------	-----------------------

関西圏域及び隣接府県保有台数	<b>14,165</b>	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達
----------------	---------------	---------------------------

1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定

2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

- UPZ圏内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ圏内全域ではなく、その一部に留まることが想定される。今回は、京都府におけるUPZ圏内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約93,335人、必要車両数2,077台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,261台と必要台数を確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細については86頁参照)。

		合計	舞鶴市	福知山市	綾部市	宮津市	南丹市	京丹波町	伊根町	備考
対象人数 (想定)	UPZ圏内人口	124,444	86,326	525	9,041	19,654	4,024	3,334	1,540	H26.4.1現在
	バスによる一時移転等が必要となる住民	93,335	64,745	394	6,781	14,741	3,018	2,501	1,155	・UPZ圏内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定 <sup>1</sup>
必要車両台数		2,077	1,439	9	151	328	68	56	26	バス1台当り45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社保有車両	<b>2,261</b>	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
---------------	--------------	-----------------------

関西圏域及び隣接府県保有台数	<b>14,165</b>	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達
----------------	---------------	---------------------------

1 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

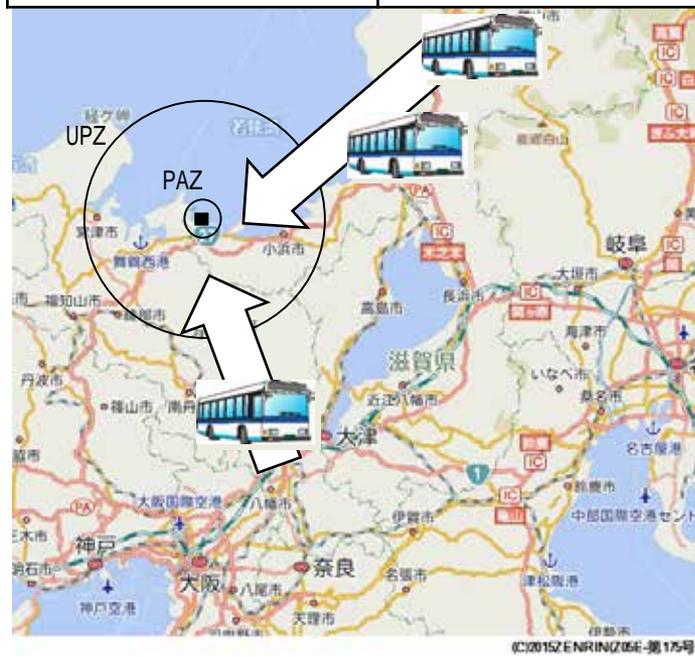
2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

# 国、関係機関による輸送能力の確保

- 福井県及び京都府内の輸送手段では不足する場合の輸送能力の確保については、
- 両府県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達
  - 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により必要な輸送能力を確保する。

福井県内のバス会社	保有台数(台)
50社 <sup>1</sup>	882
京都府内のバス会社	保有台数(台)
43社	2,261

府県名	保有台数
石川県	1,229
三重県	1,230
滋賀県	1,000
大阪府	4,022
兵庫県	3,917
奈良県	1,006
和歌山県	706
鳥取県	540
徳島県	515
計	14,165



1 関西電力を含む

2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

# 他の地方公共団体からの応援計画

○ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県及び京都府に対する関係地方公共団体からの支援策として、9つの応援協定が締結されている。

㊦福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定（平成26年6月11日）

【応援内容】

救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん  
食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん  
被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん  
救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん  
被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん  
その他特に要請のあった事項  
平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等  
原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

㊦福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定（平成26年6月11日）

【応援内容】

広域避難に係る避難者の受け入れ調整  
原子力防災活動資機材の提供  
（緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材）  
原子力防災関係職員の派遣  
（緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員）

㊦災害時等の応援に関する協定（平成19年7月26日）

【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

【応援内容】

応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣  
避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災都市等の境界付近における必要な措置  
被災者等の一時収容のための施設の提供  
医療機関による傷病者の受入れ  
その他特に要請のあった事項

㊦全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

人的支援及び斡旋  
物的支援及び斡旋  
施設又は業務の提供及び斡旋  
その他特に要請のあったもの

㊦北陸三県災害時等の相互応援に関する協定（平成21年5月18日）

【対象】

富山県、石川県、福井県

【応援内容】

被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係わるヘリコプターの派遣  
救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん  
食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん  
被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん  
避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん  
被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん  
ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん  
医療機関による傷病者の受入  
その他要請のあった事項

㊦近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（平成24年10月25日）

【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

【応援内容】

職員の派遣  
食料、飲料水及び生活必需品の提供  
資機材の提供  
避難者及び傷病者の受入れ  
その他特に要請のあった事項

㊦関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

職員の派遣  
食料、飲料水及び生活必需品の提供  
避難施設及び住宅の提供  
緊急輸送路及び輸送手段の確保  
医療支援  
その他応援のため必要な事項

㊦福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定（平成7年10月6日）

【応援内容】

被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣  
救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん  
食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん  
被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん  
救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん  
被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん  
ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん  
その他特に要請のあった事項

㊦関西広域連合と九都府市との災害時の相互応援に関する協定（平成26年6月11日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

【応援内容】

職員の派遣  
食料、飲料水及び生活必需品の提供  
資機材の提供  
避難者及び傷病者の受入れ  
車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保  
医療支援  
その他特に要請のあった事項

㊦原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

原子力防災資機材の提供  
職員の派遣

